

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年3月29日

【事業年度】 第146期(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

【会社名】 ライオン株式会社

【英訳名】 Lion Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 藤 重 貞 慶

【本店の所在の場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 東京(3621)6211(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 岩 堀 信 二 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 東京(3621)6211(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 岩 堀 信 二 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

ライオン株式会社 大阪オフィス
(大阪府福島区福島七丁目22番1号)

ライオン株式会社 名古屋オフィス
(名古屋市中区錦二丁目3番4号
名古屋錦フロントタワー)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第142期 平成14年12月	第143期 平成15年12月	第144期 平成16年12月	第145期 平成17年12月	第146期 平成18年12月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	308,572	308,545	309,514	331,798	330,380
経常利益 (百万円)	9,977	11,270	8,271	8,514	2,427
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	5,847	10,946	4,723	5,473	5,540
純資産額 (百万円)	107,871	112,105	101,021	109,103	105,133
総資産額 (百万円)	250,210	249,199	235,405	249,303	246,327
1株当たり純資産額 (円)	358.26	385.83	356.90	384.60	376.76
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	18.91	36.81	16.66	19.10	19.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		36.75		19.05	19.52
自己資本比率 (%)	43.1	45.0	42.9	43.8	41.3
自己資本利益率 (%)	5.4	10.0	4.4	5.2	5.3
株価収益率 (倍)	24.8	15.5		39.5	30.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	26,109	16,753	4,270	1,865	3,343
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,686	5,023	10,059	9,262	11,092
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,433	9,856	1,553	1,514	3,610
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	30,058	32,001	24,480	15,788	26,782
従業員数 (名)	5,483	5,594	5,721	6,024	5,771
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	274,096	273,601	267,382	270,894	257,471
経常利益 (百万円)	6,755	7,827	5,295	6,453	1,630
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	4,635	3,765	5,428	4,657	5,869
資本金 (百万円)	34,433	34,433	34,433	34,433	34,433
発行済株式総数 (株)	313,515,346	313,515,346	313,515,346	313,515,346	299,115,346
純資産額 (百万円)	104,782	102,195	90,320	96,819	89,421
総資産額 (百万円)	237,502	229,403	212,420	217,016	212,806
1株当たり純資産額 (円)	348.03	351.81	319.15	341.38	331.02
1株当たり配当額 (円)	8	8	8	9	10
(うち1株当たり 中間配当額) (円)	(4)	(4)	(4)	(4)	(5)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	14.98	12.57	19.04	16.33	20.76
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		12.55		16.28	20.68
自己資本比率 (%)	44.1	44.5	42.5	44.6	42.0
自己資本利益率 (%)	4.4	3.6	5.6	5.0	6.3
株価収益率 (倍)	31.4	45.5		46.2	29.0
配当性向 (%)	52.4	62.2		54.7	47.2
従業員数 (名)	2,744	2,558	2,467	2,502	2,494

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第142期においては希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、また、第144期においては、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

3 第146期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4 第146期から改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2 【沿革】

当社は、昭和55年1月1日「ライオン歯磨株式会社」と「ライオン油脂株式会社」が対等合併し、「ライオン株式会社」として発足いたしました。

創業から合併以前の二社の時代、及び合併してライオン株式会社になってからの主な経過は次のとおりであります。

年月	概要		
明治24.10	初代小林富次郎が神田柳原河岸の店舗(小林富次郎商店)にて、石鹼・燐寸の原料と石鹼の製造販売を開始。		
29.7	初めて良質粉歯磨の製造を開始し、これを「獅子印ライオン歯磨」と名づける。		
43.12	合資会社ライオン石鹼工場を設立。		
(以下、左欄はライオン歯磨株式会社に関する沿革を記載し、右欄はライオン油脂株式会社に関する沿革を記載する。)			
年月	ライオン歯磨株式会社	年月	ライオン油脂株式会社
大正7.9	小林富次郎商店を改組して、株式会社小林商店設立。	大正8.8	合資会社ライオン石鹼工場を改組して、ライオン石鹼株式会社を設立。
昭和24.2	株式会社小林商店をライオン歯磨株式会社と商号変更。	昭和11.4	平井工場(現在の東京工場)竣工。
24.5	東京証券取引所に上場。	15.9	ライオン石鹼株式会社をライオン油脂株式会社と商号変更。
36.6	ライオン不動産株式会社(現在のライオンビジネスサービス株式会社)設立。	16.2	ライオン石鹼東京配給株式会社(現在のライオン商事株式会社)設立。
38.11	ライオンサービス株式会社(現在のライオン流通サービス株式会社)設立。	24.5	東京証券取引所に上場。
39.9	小田原工場竣工。	35.11	リード石鹼株式会社(昭和42.7ライオン販送株式会社と改称、現在のライオン流通サービス株式会社)設立。
41.5	大阪証券取引所市場第一部に上場。	38.11	アーマー社等と共同出資でライオン・アーマー株式会社(現在のライオン・アクゾ株式会社)設立。
44.4	明石工場竣工。	39.11	川崎工場竣工。
46.11	ライオン油脂株式会社と共同で小田原に生物実験センターを完成。	42.12	サハ社と共同出資で泰国獅王油脂有限公司(現在の泰国獅王企業有限公司)設立。
49.6	小田原に新研究所竣工。	43.10	大阪工場竣工。
50.11	マコーミック社と共同出資でライオンマコーミック株式会社設立。	44.9	九州ライオン石鹼株式会社を吸収合併(旧九州工場)。
53.1	ライオン油脂株式会社と共同出資でライオン製品株式会社設立。	46.2	ライオンエンジニアリング株式会社(現在のライオンエンジニアリング株式会社)設立。
54.6	ライオン歯磨株式会社とライオン油脂株式会社が昭和55年1月に対等合併し、ライオン株式会社となる旨の合併契約書に調印。	46.11	ライオン歯磨株式会社と共同で小田原に生物実験センターを完成。
(以下、ライオン株式会社に合併してからの沿革を記載する。)			
年月	ライオン株式会社の概要		
昭和55.1	ライオン株式会社発足。		
55.4	プリストル・マイヤーズ社と共同出資でプリストルマイヤーズ・ライオン株式会社設立。		
56.11	小田原工場内に薬品工場竣工。		
57.3	獅王家庭用品(シンガポール)有限公司設立(現在の獅王企業(シンガポール)有限公司)。		
57.8	千葉工場竣工。		
57.11	ライオン化学株式会社(現在のライオンケミカル株式会社)設立。		
60.7	藤沢薬品工業株式会社より芳香剤等ホームケア用品の製造販売権を取得。		
61.1	ライオンサービス株式会社とライオン販送株式会社が合併し、ライオン流通サービス株式会社発足。		
平成元.2	ライオンオレオケミカル株式会社設立。		
5.1	アンネ株式会社を吸収合併。		
12.12	九州工場閉鎖。		
14.2	伊勢原工場閉鎖。		
15.7	川崎工場閉鎖。		
15.12	ライオンオレオケミカル株式会社がライオン化学株式会社に営業譲渡し、ライオンケミカル株式会社発足。		
16.12	中外製薬株式会社より一般用医薬品事業ならびに韓国CJ Corp.より生活化学品事業を取得。		
18.10	東京工場閉鎖。		

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、子会社26社及び関連会社17社で構成され、家庭品、薬品及び化学品の製造販売を主な内容とし、更に各事業に関連する物流その他サービス等の事業活動を行っております。

当グループの事業に係わる位置づけ及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、事業の種類別セグメントと同一の区分であります。

(家庭品事業)

家庭品は、主として当社が製造または購入し、代理店・特約店を通じて販売されております。ライオンパッケージング(株)(連結子会社)は、製造を一部担当しております。また、ライオンケミカル(株)(連結子会社)は、当社に原料と商品を、一方社油脂工業(株)(連結子会社)及びライオン・アクゾ(株)(持分法適用関連会社)は、当社に原料を提供しております。

なお、上記のうち業務用品等は、主として当社が製造または購入し、一部をライオン商事(株)(連結子会社)が当社より購入し、代理店・特約店を通じて販売しております。厨房用洗剤等は、ライオンハイジーン(株)(連結子会社)が、ペットフード・ペット用品は、ライオン商事(株)(連結子会社)が一部を当社より購入し、販売しており、歯科材料等については、ライオン歯科材(株)(連結子会社)が当社より購入し、販売しております。

また、ライオン・フィールド・マーケティング(株)(連結子会社)及びレオフィールド(株)(連結子会社)が当社等の販売促進活動業務を行っております。

海外においては、泰国獅王企業有限公司(連結子会社)、CJライオン(株)(連結子会社)及び獅王日用化工(青島)有限公司(連結子会社)が製造・販売を、獅王家庭用品(国際)有限公司(連結子会社)及び獅王企業(シンガポール)有限公司(連結子会社)が、当社及び泰国獅王企業有限公司(連結子会社)ならびに獅王日用化工(青島)有限公司(連結子会社)より商品・製品の一部を購入し、販売しております。

(薬品事業)

薬品は、当社が製造または購入し、代理店を通じて販売されております。また、プリストルマイヤーズ・ライオン(株)(持分法適用関連会社)ならびにライオンパッケージング(株)(連結子会社)は、当社に商品を提供しております。

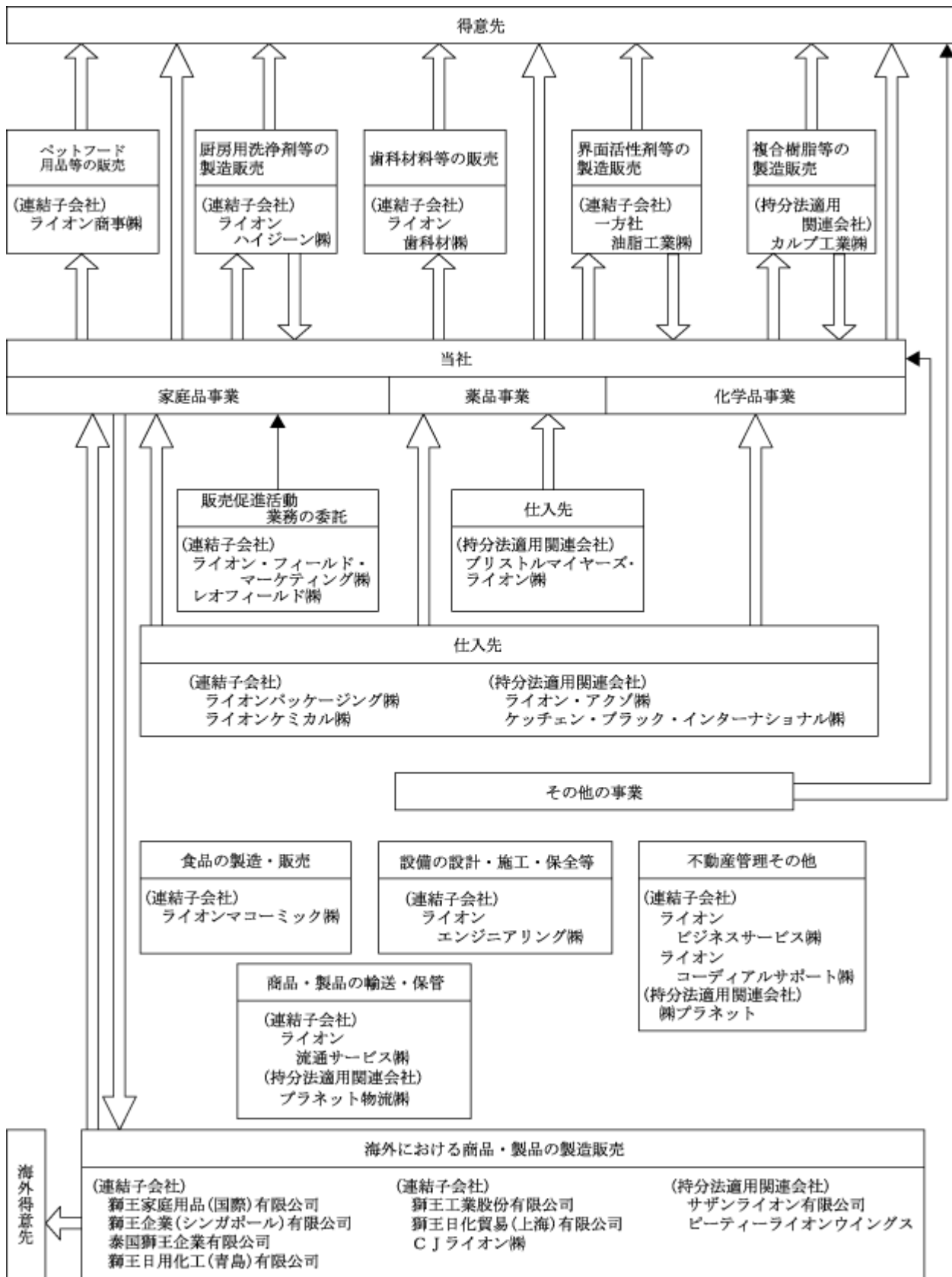
(化学品事業)

化学品は、当社及び一方社油脂工業(株)(連結子会社)が製造または購入し、代理店を通じて販売されております。ライオンケミカル(株)(連結子会社)、ライオンパッケージング(株)(連結子会社)、一方社油脂工業(株)(連結子会社)及びライオン・アクゾ(株)(持分法適用関連会社)は、製造を一部担当し当社に供給しております。

(その他の事業)

その他の事業として、ライオンマコーミック(株)(連結子会社)がスパイス、ドレッシング、加工調味料を製造・販売し、ライオンエンジニアリング(株)(連結子会社)が当社等の設備の設計、施工、保全業務を、ライオン流通サービス(株)(連結子会社)が当社等の商品・製品の運送、保管業務を、ライオンビジネスサービス(株)(連結子会社)が当社等の不動産・保険関係業務及び福利厚生業務を行っております。また、これらの業務のうち、家庭品事業、薬品事業及び化学品事業に関連するものについては、その内容に応じてそれぞれの事業に振り分けております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



※ ⇒印は商品・製品・原材料の取引、→印はサービス等の提供を表わしております。

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ライオン エンジニアリング(株)	東京都墨田区	100	その他の事業	100.0	1	9	なし	当社設備等 の建設及び 保守管理	事務所の 一部賃貸
ライオンケミカル(株) 1	東京都墨田区	7,800	家庭品事業 化学品事業	100.0	5	7	貸付金	原料・商品 の仕入	事務所・ 土地の一 部賃貸借
ライオン歯科材(株)	東京都墨田区	10	家庭品事業	100.0		7	なし	当社製商品 の販売	事務所の 賃貸
ライオン商事(株)	東京都墨田区	240	家庭品事業	100.0	2	6	貸付金	当社製商品 の販売	事務所の 一部賃貸
ライオン ハイジーン(株)	東京都墨田区	300	家庭品事業	100.0	3	7	なし	当社商品の 販売及び商 品の仕入	事務所・ 倉庫の一 部賃貸
ライオン パッケージング(株)	千葉県市原市	180	家庭品事業 薬品事業 化学品事業	100.0	1	6	貸付金	材料・商品 の仕入	土地の一 部賃貸
ライオン ビジネスサービス(株)	東京都墨田区	490	その他の事業	100.0	2	4	なし	賃貸物件の 斡旋依頼及 び保険付保	事務所の 一部賃貸 借
ライオン・ フィールド・ マーケティング(株)	東京都墨田区	50	家庭品事業	100.0	1	7	なし	販売促進活 動業務の委 託	事務所の 一部賃貸
ライオン 流通サービス(株)	東京都墨田区	40	その他の事業	100.0	3	6	なし	当社製商品 の輸送・保 管	事務所の 一部賃貸
レオフィールド(株)	東京都墨田区	50	家庭品事業 薬品事業	100.0	1	8	なし	販売促進活 動業務の委 託	事務所の 一部賃貸
ライオン コーディネート サポート(株)	東京都墨田区	20	その他の事業	100.0		5	なし	一般労働者 の派遣	事務所の 賃貸
一方社油脂工業(株)	兵庫県小野市	200	家庭品事業 化学品事業	75.7	2	3	貸付金	当社製商品 の販売及び 原料・商品 の仕入	
ライオン マコーミック(株)	静岡県磐田市	770	その他の事業	51.0	1	2	なし		事務所の 賃貸
獅王家庭用品(国際) 有限公司	中華人民共和国 (香港)	千香港ドル 12,000	家庭品事業	100.0		3	なし	当社製商品 の販売	
獅王企業 (シンガポール) 有限公司	シンガポール	千シンガポール ドル 9,000	家庭品事業	100.0		3	なし	当社製商品 の販売	

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
CJライオン(株)	大韓民国	千韓国ウォン 5,000,000	家庭品事業 化学品事業	81.0		3	なし	当社製商品 の販売及び 商品の仕入	
獅王日用化工 (青島)有限公司	中華人民共和国	723	家庭品事業	85.7		5	なし	当社製商品 の販売及び 商品の仕入	
泰国獅王企業 有限公司	タイ	千バーツ 300,000	家庭品事業	51.0	2	7	なし	当社製商品 の販売及び 商品の仕入	
獅王広告有限公司	中華人民共和国 (香港)	千香港ドル 100	家庭品事業	$\frac{2}{100.0}$ (100.0)		2	なし		
獅王工業股份 有限公司	台湾	千台湾ドル 218,150	家庭品事業 化学品事業	53.8	2	5	なし	当社製商品 の販売及び 商品の仕入	
獅王日化貿易 (上海)有限公司	中華人民共和国	100	家庭品事業	100.0		2	なし	当社製商品 の販売及び 商品の仕入	

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ライオン・アクゾ(株)	三重県四日市市	1,000	家庭品事業 化学品事業	50.0	2	4	なし	脂肪酸窒素 誘導体の購 入	事務所の 一部賃貸
プリストルマイヤ ーズ・ライオン(株)	東京都新宿区	200	薬品事業	49.0	4	2	なし	医薬品製剤 の購入	
ケッチェン・ブラ ック・インターナシ ョナル(株)	東京都墨田区	50	家庭品事業 化学品事業	$\frac{3}{66.6}$	1	3	なし	帯電防止 剤・カーボ ンの購入	
カルプ工業(株)	東京都千代田区	100	家庭品事業 化学品事業	50.0	3	2	なし	特殊複合合 成樹脂の購 入	
サザンライオン有 限公司	マレーシア	千マレーシア ドル 22,000	家庭品事業	50.0		2	なし	当社製商品 の販売及び 商品の仕入	
(株)プラネット	東京都港区	436	その他の事業	16.0	1		なし	VANの利用	
プラネット物流(株)	東京都港区	240	その他の事業	20.8	1	1	なし	当社製商品 の輸送・保 管	
ピーティーライオン ウイングス	インドネシア	百万ルピア 64,062	家庭品事業	48.0		3	なし	当社製商品 の販売及び 商品の仕入	

- (注) 1 ライオンケミカル(株)は特定子会社であります。
2 獅王広告有限公司の議決権は獅王家庭用品(国際)有限公司が所有しております。
3 ケッチェン・ブラック・インターナショナル(株)の議決権は、ライオン・アクゾ(株)が所有しております。
4 (株)プラネットは、有価証券報告書を提出しております。なお、(株)プラネット以外の上記連結子会社及び持分法適用関連会社は有価証券届出書及び有価証券報告書を提出していません。
5 議決権に対する所有割合の()内は間接所有割合で内数であります。また、[]内は緊密な者等(関連会社)の所有割合で外数であります。
6 上記以外に小規模な持分法適用非連結子会社が3社あります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
家庭品事業	4,507
薬品事業	450
化学品事業	458
その他の事業	144
全社(共通)	212
合計	5,771

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成18年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢		平均勤続年数		平均年間給与(円)
	(歳)	(月)	(年)	(月)	
2,494	42	8	19	10	6,919,154

(注) 1 従業員は就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社及び一部子会社では労働組合が組織されております。なお、労使関係は安定しており特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益の改善に支えられ民間設備投資や個人消費が増加するなど回復基調にありましたが、期後半は個人消費の伸びが鈍化し、景気回復は減速感を伴い推移いたしました。

当社グループが主に事業を展開する国内日用消費財業界は、原油価格の高止まりの中、店頭での販売競争は依然として激しく、事業環境は厳しい状況にありました。

このような事業環境下において、当社グループは、「企業価値の向上」を目指した中期経営計画「VIP(ブイアイピー) (ツー)09計画」(Value(バリュー) Innovation(イノベーション) Plan(プラン) Part(パート) (ツー)09) (以下「VIP 09計画」という。)の後半3カ年の成長に向けて、3つの重点施策を進めました。第1に、「主力市場での地位向上」に取り組み、歯磨発売110周年の節目を迎えた「オーラルケア事業」、発売以来50年となる洗濯用洗剤「トップ」の重点育成に努めました。第2に、「新規・成長分野への取り組み強化」として、機能性食品市場への本格参入、高付加価値新製品の開発、導入を行いました。第3に、「経営基盤の効率化・整備」として、生産拠点の集約及び敵対的買収防衛策として「信託型ライセンスプラン」を導入するとともに、経営の透明性及び客観性を高め監督機能を強化するため「社外取締役」を設置し、コーポレートガバナンス体制の強化に努めました。

以上のような経営努力を傾注いたしましたが、市場競争激化及び売上の平準化を狙いとした流通在庫の適正化により、当連結会計年度の業績は、売上高3,303億8千万円(前年同期比0.4%減)、営業利益3億4千3百万円(同94.3%減)、経常利益24億2千7百万円(同71.5%減)となりました。また、当期純利益は、特別利益として投資有価証券売却益を計上したため55億4千万円(同1.2%増)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来配賦不能営業費用としてきた管理部門に係わる費用を各セグメントに負担させる方法に変更しております。

家庭品事業

当事業の売上高は2,350億2千万円(前年同期比0.9%減)となりました。

国内は、来期以降の飛躍に向けて2つの重点テーマに取り組みました。第1に、「クリニカ」、「トップ」等主力ブランドのさらなる育成に向けて、当社独自技術を活用した差別性のある新製品を積極的に導入するとともに、重点的なマーケティング投資を行いました。第2に、家庭品と薬品事業の融合によって生まれた機能の明確な「メディカルヘルスケア」製品をオーラルケア、ビューティケアの事業分野に導入いたしました。しかしながら、激しい市場競争に加え、流通在庫の適正化を行ったため、国内の売上高は前年同期を下回りました。

海外は、韓国でオーラルケア分野の基盤強化に向けて歯磨、歯刷牙子の新製品を導入・育成するとともに、タイでコンパクトタイプの洗濯用洗剤を積極的に育成し、売上高は好調に推移しました。

営業損益は、製造原価及び物流費の低減を中心としたトータルコストダウンを推進しましたが、国内売上の減少や原油価格の高止まりによる原材料価格の上昇により、3億3千5百万円の営業損失(前連結会計年度は84億3千4百万円の営業利益)となりました。

(オーラルケア事業分野)

歯磨は、新香味を追加発売した虫歯予防の「PC(ピーシー)クリニカ」が好調に推移するとともに、新殺菌成分を配合した歯周病予防の「デンターシステムEX(イーエックス)」を新発売いたしました。激しい市場競争の中、主力の「デンター」が伸びなやみ、全体として売上は前年同期を下回りました。

歯刷牙は、山切りカットの「ビトーン」を改良発売し順調に推移いたしました。超極細毛の「デンターシステム」が伸びなやんだため、前年同期比横ばいの売上となりました。

口中剤は、歯周病菌の巣の内部まで浸透殺菌する「デンターシステム デンタルリンス」でノンアルコールタイプを追加発売し好調に推移するとともに、すすぐだけで虫歯と口臭を予防できる「クリニカ デンタルリンス クイックケア」を新発売し、全体として前年同期の売上を大幅に上回りました。

歯科材料は、歯磨「DENT(デント).Check-Up(チェック・アップ)」シリーズで品揃えを充実するとともに、歯刷牙「DENT(デント).EX(イーエックス)システム」がお客様のご愛顧を得て、堅調に推移いたしました。

海外は、タイで「システム」ブランドの歯磨、歯刷牙が好調に推移するとともに、韓国で歯磨「デントララ」を新発売するなど、全体として大幅に売上を伸ばしました。

以上の結果、当事業分野の売上高は521億6千7百万円(前年同期比3.4%増)となりました。

(ビューティケア事業分野)

シャンプー、リンスは、天然ハーブ配合の「植物物語ハーブブレンド シャンプー」と「同コンディショナー」で販売促進活動を強化いたしました。競争激化の影響を受け、前年同期を下回る売上となりました。

ハンドソープは、殺菌成分配合の「キレイキレイ薬用ハンドソープ」を改良発売するとともに、泡立ての苦手なお子様にも簡単に使える「キレイキレイ薬用泡ハンドソープ」に詰め替え用を追加発売する中、ノロウイルス対策による需要拡大もあり、前年同期をかなり上回る売上となりました。

ボディソープは、天然ハーブ配合の「植物物語ハーブブレンド ボディソープ」で販売促進活動を強化いたしました。競争激化の影響を受け、売上は伸びなやみました。

育毛剤は、「薬用 毛髪力 イノベート」に有効成分の頭皮への浸透性を高めた「EX(イーエックス)」を品揃えいたしました。市場規模縮小の影響を受け、前年同期の売上を下回りました。

制汗剤は、主力の「バン パウダースプレー」が順調に推移いたしました。また、「バン ゼロ」が伸びなやみ、全体としては前年同期を下回る売上となりました。

海外は、タイで「フリー&フリー ダメージエイド」のシャンプー、トリートメントを新発売するなど、順調に売上を伸ばしました。

以上の結果、当事業分野の売上高は335億5千8百万円(前年同期比6.5%減)となりました。

(ハウスホールド事業分野)

洗濯用洗剤は、主力の「トップ」で植物原料比率を向上させ環境配慮と洗浄力を両立した改良品を発売するとともに、生乾きのイヤな臭いを防ぐ「部屋干しトップ」が順調に推移いたしました。流通在庫の適正化に取り組んだため、全体としては前年同期の売上を下回りました。

漂白剤は、「手間なしブライト」シリーズで繊維に直接塗れる「直効ブライト」を新発売いたしました。競争激化により、全体としては前年同期を下回る売上となりました。

柔軟剤は、高い防臭効果の「香りとデオドラントのソフラン」に「清潔なせっけんの香り」を追加発売し順調に推移いたしました。また、「ふんわりソフラン」が伸びなやんだため、全体として売上は前年同期を下回りました。

台所用洗剤は、「チャーミーVクイック」を改良発売し順調に推移いたしました。市場競争激化により、全体として売上は前年同期を下回りました。

住居用洗剤は、スプレーするだけで汚れや臭いの発生を防ぐ「ルックきれいのミスト」シリーズがお客様のご支持を得る中、幅広く泡を噴射できる「おふるのルック」を改良発売し、全体としては前年同期を大幅に上回る売上となりました。

海外は、タイで洗濯用洗剤「パオ」シリーズが好調に推移し、売上は前年同期を大幅に上回りました。

以上の結果、当事業分野の売上高は1,492億9千4百万円（前年同期比1.1%減）となりました。

薬品事業

当事業の売上高は479億8千1百万円（前年同期比4.6%減）となりました。

当事業で主に市場展開する一般用医薬品は、目薬、栄養ドリンク剤、殺虫剤等の市場規模が縮小する厳しい環境にありました。

このような環境の中、鎮痛解熱剤、アイケア剤、殺虫剤等の主力分野において積極的に新製品を導入するとともに、独自の技術を活用して機能性食品分野へ新規参入いたしました。事業全体の売上高は伸びなやみしました。

営業利益は、製造原価や物流費用の低減に取り組みましたが、新製品や既存ブランド育成のための費用が増加し、9億4千3百万円（同73.9%減）となりました。

[主要製品分野の状況]

鎮痛解熱剤は、生理痛・腰痛などのつらい痛みに効く「バファリン ルナ」を新発売いたしました。主力の「バファリンA」が競争の激化により伸びなやみ、全体の売上は前年同期を下回りました。

アイケア剤は、目薬「スマイル40EX(イーエックス)」が順調に推移する中、角膜保護成分を配合し疲れ目改善効果に優れた「スマイルコンタクト クールフレッシュ」を新発売し、前年同期の売上を上回りました。

消化器官用薬は、「新中外胃腸薬」が前年同期の売上を大幅に上回りましたが、「ストッパ下痢止め」が競争激化により伸びなやみ、全体では前年同期を下回る売上となりました。

貼付剤は、足専用冷却シート「休足時間」がお客様にご好評をいただきました。熱冷却シート「冷えピタ」シリーズが市場縮小の影響を受け伸びなやみ、全体では前年同期の売上を下回りました。

ビタミン含有保健薬は、栄養ドリンク剤「新グロモント」で店頭陳列の拡大に努めるなど販売促進活動を展開いたしました。市場規模の縮小により、全体として売上は伸びなやみしました。

殺虫剤は、「バルサン」シリーズに電源が不要で効果が長持ちする虫よけ剤「虫よけキューブ」などを新発売し、堅調に推移いたしました。

また、当連結会計年度から市場参入いたしました機能性食品では、健康と美をサポートするブランド「健美創研」から「グッスミン」、「キュプルン」を新発売するなど積極的な商品開発と育成を図り、新規分野の開拓を行いました。

化学品事業

当事業の売上高は323億3千4百万円（前年同期比4.6%減）となりました。

導電性コンパウンドや工業用洗浄剤等の高機能製品の重点育成に努めましたが、需要が低迷した脂肪酸メチルエステル等の売上が減少し、事業全体の売上高は前年同期を下回りました。

営業損益は、低収益品の見直しによる収益性改善に努めましたが、原油価格の高止まりによる原料価

格上昇等の影響を受け、2億8千6百万円の営業損失（前連結会計年度は10億2千万円の営業利益）となりました。

[主要製品分野の状況]

界面活性剤と脂肪酸窒素誘導体は、東南アジア市場向け輸出が順調に推移いたしましたが、柔軟剤用途など国内向け製品が競争激化により伸びなやみ、全体として前年同期の売上を下回りました。

脂肪酸メチルエステルは、金属加工油用途、アルコール原料用途、バイオディーゼル燃料用途など用途拡大に努めましたが、需要低迷の影響を受け、前年同期を下回る売上となりました。

導電性カーボンは、電子部品や自動車部品の用途で国内外のユーザーから優れた導電性が評価され、前年同期をかなり上回る売上となりました。

また、シャンプーやコンディショナー用途などの特殊化粧品原料が国内外のユーザーに支持され、前年同期を大幅に上回る売上となりました。

その他の事業

当事業は、建設請負事業の完成工事高が増加したことなどにより、売上高は150億4千4百万円（前年同期比45.4%増）、営業利益は2千8百万円（前連結会計年度は9千7百万円の営業損失）となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

（日本）

家庭品事業においては、新製品を積極的に導入するとともに重点的なマーケティング投資を行い、また薬品事業において、独自の技術を活用して機能性食品分野へ新規参入いたしましたが、激しい市場競争に加え、流通在庫の適正化を行ったため、売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は2,865億2千2百万円（前年同期比2.9%減）となりました。

製造原価及び物流費の低減を中心としたトータルコストダウンを推進しましたが、国内売上の減少や原油価格の高止まりによる原材料価格の上昇により、営業損失は5億8千4百万円（前連結会計年度は57億2千万円の営業利益）となりました。

（アジア）

泰国獅王企業有限公司（タイ）において洗濯用洗剤等の主力ブランドが好調に推移したこと、及びCJライオン㈱（韓国）における歯磨、歯刷牙の新製品の投入により、売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は474億6千3百万円（同19.7%増）となりました。

営業利益は、CJライオン㈱などで新製品や主力ブランドを育成するための広告宣伝費を積極的に投下しましたが、アセアン地域での大幅な売上増により、6億3千2百万円（同132.0%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、有形固定資産の取得及び財務活動による資金の減少はありましたが、投資有価証券の売却による収入、営業活動による資金の増加の結果、当連結会計年度期首に比べ、現金及び現金同等物に係る換算差額を含めて109億9千4百万円の資金の増加（前連結会計年度は86億9千1百万円の資金の減少）となり、会計年度末残高は267億8千2百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の減少、退職給付引当金の減少等による資金の減少はありましたが、税金等調整前当期純利益、減価償却費、売上債権の減少等による資金の増加の結果、33億4千3百万円の資金の増加（前連結会計年度は18億6千5百万円の資金の増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出100億3千4百万円等の資金の減少はありましたが、投資有価証券の売却による収入142億4千2百万円、名古屋オフィスビル等の固定資産の売却による収入77億3千8百万円等の資金増加の結果、110億9千2百万円の資金の増加（前連結会計年度は92億6千2百万円の資金の減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入75億円による収入等はありませんでしたが、自己株式の取得（単元未満自己株式は除く）76億7千2百万円、配当金の支払28億3千5百万円等による支出の結果、36億1千万円の資金の減少（前連結会計年度は15億1千4百万円の資金の減少）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
家庭品事業	193,828	94.8
薬品事業	6,777	124.6
化学品事業	19,058	142.3
その他の事業	4,250	90.2
計	223,915	98.2

(注) 金額は生産者販売価格で算出しており、消費税等は含んでおりません。

(2) 受注状況

受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
家庭品事業	235,020	99.1
薬品事業	47,981	95.4
化学品事業	32,334	95.4
その他の事業	15,044	145.4
計	330,380	99.6

(注) 1 セグメント間の内部取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
(株)あらた	50,867	15.3	50,401	15.3
(株)パルタック	35,545	10.7	37,364	11.3

3 金額は消費税等を含んでおりません。

3 【対処すべき課題】

今後も当社グループを取り巻く事業環境は依然厳しい状況が続くものと予想されます。こうした環境の中、当社グループは、日用品、一般用医薬品、機能性食品分野を融合させた「新・快適生活産業分野 No.1企業」への飛躍に向け、前連結会計年度よりスタートした「VIP 09計画」目標の達成を目指してまいります。特に、後半3ヵ年においては、「成長基盤の再構築」と「経営効率のさらなる追求」に一層注力し、企業価値の向上に向けた経営への転換を実現することが最重要課題と考えております。

特に直近の重要課題は、

1. 「環境変化に対応した成長基盤の再構築」、
2. 「原油価格高騰によるコストアップへの対応強化」、
3. 「環境対応先進企業を目指した活動の充実」と認識しております。

第1の課題である「環境変化に対応した成長基盤の再構築」に対しては、お客様の生活をより快適に、より便利にする高付加価値製品の充実と機能性食品分野の本格的拡充に努めるとともに、当社所有の独自技術及び経営資源との高いシナジー効果を得るために、M&A等による外部資源の獲得も検討してまいります。また、通信販売チャネルの独自展開についても、機能性食品を加え事業拡大を進めてまいります。加えて、お客様にさらに満足いただける商品を継続的かつスピーディーに提供できる体制に再編して、市場及び流通環境の変化により柔軟かつ確に対応してまいります。

第2の課題である「原油価格高騰によるコストアップへの対応強化」では、収益構造改革推進本部を中心にコストダウン施策の追加及び前倒しを進めます。また、競争費及び固定費の効率化をより一層追求し、コスト効率を高めてまいります。さらに、製造プロセスの革新等による主力製品分野における製造原価の低減、基幹システムの再構築、間接業務の合理化等を進め一層の経営効率化に努めるとともに、海外を含めた最適生産体制への移行等、抜本的かつ構造的な収益構造の改革に取り組んでまいります。

第3の課題である「環境対応先進企業を目指した活動の充実」では、温暖化ガス排出量削減、資源の循環的有効活用、商品を通じた環境配慮、化学物質の安全管理等からなる環境保全活動を「ECO LION」(エコライオン)活動と位置づけ取り組みを強化しております。具体的には、洗濯用洗剤や柔軟剤などの商品を中心にパーム・やし等の植物を由来とする原料への転換を進め、地球温暖化の原因とされるCO₂排出量の削減に注力するとともに、環境配慮型商品の開発、容器・包装使用量削減等に積極的に取り組んでおります。

化学品事業においては、EPOC (Ecology, Performance & Oleo-Chemicals) をキーワードとして、高い機能と地球環境への配慮をあわせ持った製品を中心に収益力の強化を図り、次世代の当社グループを担う事業へと拡大を図ります。また、将来に向けたMES (Methyl Ester Sulfonate / メチル エステル スルフォネート) の外販事業の可能性検討についても具体的に進めてまいります。当社は様々な環境保全活動に継続して取り組み、持続可能な循環型社会の実現に向け幅広く貢献してまいります。

また当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、以下のとおりであります。

(1) 基本方針の内容

株式持ち合い構造の解消、国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収にかかわる法制度の変化等を踏まえると、企業買収の対象となる会社の取締役会の同意を得ることなく行われる企業買収、すなわち敵対的買収のリスクが高まっていると認識しております。このような認識を持ちながら買収防衛策を講じないまま企業経営を行う場合、目先の株価維持上昇を目的とした経営判断も求められかねませ

ん。中長期的に企業価値向上に集中して取り組むためには、特段当社に対する買収提案が行われていない時点においてあらかじめ防衛策を導入しておくことが、必要不可欠であると判断いたしました。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、おはようからおやすみまで人々の快適な生活に役立つ企業として、「清潔・健康・美の追求」を通じ、「生活者価値（お客様にとっての価値）の創出」による「企業価値の向上」を目指しております。また、常に環境対応先進企業であることに従来にも増して注力し、持続可能な循環型社会の実現に向けた企業の社会的責任を果たすことに取り組んでおります。

当社は、一層の企業価値向上を目指すため、平成17年から平成21年までの5ヵ年を期間とした新中期経営計画「VIP 09計画」を推進し、企業価値の向上に鋭意取り組んでおります。

また、国内外にわたる積極的なIR活動により資本市場から正当な評価を得られるよう努力を続けております。

さらに、当社取締役会としては、平成18年3月30日開催の定時株主総会において可決された、社外取締役2名の選任、取締役任期の1年への短縮、及び取締役員数上限の15名から11名への削減を行い、意思決定の迅速化や経営監督機能の強化を図る等、コーポレート・ガバナンスの強化もあわせて実施しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを

防止するための取組み

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、事業等のリスクはこれらに限られるものではありません。

(1) 製品の品質評価

当社グループは、お客様に安心、安全、便利で環境に配慮した製品をお届けするため、薬事法等の関連法規の遵守ならびに品質の国際基準に基づいた管理のもと、製品の企画、開発、生産、販売を行っております。さらに、発売後はお客様相談窓口寄せられたお客様の声を活かし、製品や包装容器、表示等の改善に努めております。

しかしながら、不測の重大な品質トラブルが発生し、当該製品や当社グループ製品全体の評価が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原材料価格の変動

当社グループの製品は、石油化学製品や植物油脂等を原材料として使用しております。これらの原材料は、国際市況の影響を受けやすいため、常にコストダウンをはかり、また使用原材料を多様化する等の施策を講じておりますが、原材料価格の高騰が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替レートの変動

当社グループは、海外子会社の財務諸表を連結財務諸表作成のため円換算しております。現地通貨建ての項目は、換算時の為替レートにより円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。また、当社グループは、為替変動に対するヘッジ等を通じて、原材料費が増大するリスク等を最小限にとどめる措置を講じておりますが、短期及び中長期的な為替変動が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 重大な訴訟等

当連結会計年度において、当社グループに重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されておられません。

しかしながら、将来、重大な訴訟等が発生し、当社グループに対して多額の賠償責任等が確定した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 地震等自然災害

当社グループの製品を製造する工場において、地震等の自然災害についても万全の安全対策を講じておりますが、万一大きな災害が発生した場合には、生産設備の損壊あるいは事業活動の中断により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当グループは、人々の美と健康の維持増進や快適な家庭生活など、暮らしの夢・暮らしの願いを先取りした製品、違いが実感出来る製品の開発に注力しております。一人ひとりの生活に役立つパーソナル・ケアの考え方を基本に、革新的技術に基づくブランド価値の向上を第一に心がけております。また、環境保全、省資源、安全志向など人と地球にやさしい技術の開発に努めております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、79億2千2百万円であります。

各事業セグメントの研究開発活動は下記のとおりです。

(1) 家庭品事業

[日本国内]

家庭品事業では、オーラルケア、ビューティケア、ハウスホールドの3つの事業分野、また、ハウスホールド事業分野は、ファブリックケア、リビングケアの事業分野に分け、オーラルケア研究所、ビューティケア研究所、ファブリックケア研究所、リビングケア研究所が研究開発を行っています。

オーラルケア事業分野では、口腔科学を中心とする研究成果を活かして、歯磨、歯刷子、口中剤などの製品開発を行っています。

当連結会計年度の主な成果は、次のとおりです。

歯磨分野では、新処方で、歯面へのプラーク付着抑制効果を向上させた「PCクリニカ」、歯周病菌の巣（バイオフィルム）を殺菌し、更に口臭とムシ歯の原因菌を殺菌してトータルケアする「デンターシステムEX」及び歯槽膿漏・歯肉炎を防ぎ、さらに気になる口臭・ムシ歯・歯のくすみまでケアする「デントヘルスSP」を導入し、ご好評をいただいております。

洗口剤分野では、ムシ歯予防製品として、忙しくて歯磨きできないときの新しい習慣を提案する、酵素デキストラナーゼの働きで、すすぐだけのムシ歯予防+口臭予防の「クリニカデンタルリンスクイックケア」を発売いたしました。また、歯周病予防製品では、薬用成分がバイオフィルムの内部まで浸透殺菌して歯周病の根本原因を取り除く「デンターシステムデンタルリンス ノンアルコールタイプ」を発売しました。さらに、歯槽膿漏・歯肉炎による歯ぐきのトラブルを防ぎ、気になるお口のネバツキや口臭を防ぐ「デントヘルス リキッドケア」を発売いたしました。

歯刷子分野では、クリニカ歯刷子のパッケージをリニューアルするとともに、奥歯の噛み合わせ部のプラークをきれいにかき出す「パワーフロント」を追加し、ラインナップを充実させました。また、歯槽膿漏や歯肉炎で弱った歯ぐきをやさしくマッサージ＆ブラッシングできる「デントヘルス」歯刷子を発売いたしました。

その他製品としては、プロバイオティクス（細菌バランスを改善し有益な作用をもたらす微生物）の発想から、生きた乳酸菌LS1配合で口腔内環境を整える「デントヘルスオーラルヘルスタブレット」を新発売しました。また、独自の3本フロスを用いて歯間のプラークをからめとる「クリニカフロス&スティック」を新発売いたしました。

また、歯科医院向け製品では、乳酸菌LS1を配合した食品「システムオーラルヘルスタブレット」、バイオフィルムの内部に浸透・殺菌するIPMPを配合した「薬用システムデンタルリンス」、口腔トラブルが増加するティーンに向けて「EX パレット」等7品を新発売しました。さらに韓国市場に進出しました。

ビューティケア事業分野では、毛髪科学を中心とする研究成果を活かして、シャンプー、リンス、ヘアメイク剤、育毛剤などのヘアケア製品の開発及び皮膚科学を中心とする研究成果を活かして、ハ

ンドソープ、ボディソープ、化粧石鹸、制汗剤などのスキンケア製品の開発を行っています。

ビューティケア事業分野の当連結会計年度の主な研究成果は次のとおりです。

制汗剤分野の「バン」ブランドからは、発汗時の不快感につながる“ムレ”や“濡れ”の原因が衣服内の湿度の上昇であることを検証し、肌まわりの湿度をコントロールするナノテク粉体として「超多孔質シリカ」を開発し、この新技術を活用した「バンパウダースプレー」を発売いたしました。大変大きな注目を浴び、好調に推移しております。

フェイスクケア分野の「ペア」ブランドからは、独自の美白有効成分「エラグ酸」、抗炎症成分「グリチルレチン酸ステアシル」、血行促進成分「ビタミンE誘導体」を配合し、環境ストレスによりダメージを受けた肌をケアしてメラニン生成抑制効果のある「ペアメラノクリーム」を発売いたしました。また、「コエンザイムA」などの5種類の保湿成分や抗炎症成分を配合した「ペアリンクルクリーム」も同時発売し、ご好評を得ております。

また、ヘアメイク分野では、洗い流すタイプの浸透補修美容液である「フリー＆フリー ダメージエイド スペシャルトリートメント」を発売いたしました。高濃度に配合したジグルコシル没食子酸とセラミドLPがカラーリングなどで痛んだ毛髪をしなやかで美しい髪に補修いたします。さらに、「フリー＆フリー ダメージ美容液」では、日本人の髪質を研究して特長的な3タイプの毛髪ダメージに対応したシリーズを発売いたしました。

育毛剤分野では、タンパク質レベルで育毛を科学する「薬用毛髪カイノベート」ブランドから、有効成分であるサイトプリンの浸透性を高める新成分「アルファ-ヒドロキシ酸誘導体」と頭皮柔軟成分「ポリエチレングリコール」を配合した「薬用毛髪カイノベートEX」を発売し、ご好評を博しております。

ハウスホールド事業分野では、界面科学を中心とする研究成果を活かして、衣料用洗剤、仕上げ剤、台所用洗剤、住居用洗剤及び調理用品などの製品開発を行っています。

ハウスホールド事業分野の当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

ファブリックケア事業分野の衣料用粉末洗剤分野では、洗浄力と環境への配慮を両立させたパームヤシ由来の界面活性剤MESの配合比率を高めた「トップ」を発売しました。MESの配合比率を高めたことで、洗浄成分中の植物原料比率を約3/4にまで高めました。その結果、製品のライフサイクル（原料調達から家庭で廃棄され環境中で分解されるまで）において排出される炭酸ガス量を47%削減いたしました（平成2年自社製品比、みずほ情報総研株式会社による評価）。

また、紫外線吸収剤を配合して、洗うだけで衣類に紫外線防止効果を付与でき、夏のお洗濯に最適な「ブルーダイヤUVカット」と、部屋干しでも天日干ししたようにさわやかな香りに洗い上がる「部屋干しトップ ピンクグレープフルーツの香り」を発売いたしました。

衣料用液体洗剤分野では、コンパクトタイプの粉末洗剤と同じ回数使えるサイズで、頑固汚れの一つであるドロ・黒ずみ汚れに強い「リキッドトップ」を新発売しました。また、洗うたびにおろしたて感覚に仕上がる衣料用中性洗剤「アクロン」から、さわやかでナチュラルな香りの「アクロン フレッシュハーブの香り」を発売し、好評を博しております。

衣料用漂白剤分野では、「シミ・汚れ部分に直接塗れる」機構つきで「全体漂白」のための計量もできる2ウェイキャップを採用、「部分的なシミ・汚れ」「全体的な黄ばみ」をしっかり漂白できる「手間なし直効ブライト」を新発売いたしました。

衣料用仕上げ剤分野では、香りが長続きする柔軟剤「香りとデオドラントのソフラン」に、「安心」・「肌にやさしそう」などのイメージがあり、柔軟剤の香りとしても人気の高い「清潔なせっけんの香り」を追加し、シェア拡大を達成いたしました。

ファブリックケア分野における新カテゴリーとして、最近増加しております乾燥・敏感肌のために、肌と衣類との関係に着目した初めての衣料用洗剤と柔軟剤シリーズ「ケアベール」を新発売し、ご好評を得ております。

リビングケア事業分野における主な成果は、次のとおりです。

台所用洗剤分野では、食器洗いを少しでも楽しく行いたいとのお客様のニーズにこたえ、「ラ・フランス&アップル」と「カシス&ベリー」の2種類の香りを賦したチャーミーVを発売しました。また、くすみの原因であるカルシウムを強力に落とす「くすみ除去成分MAC」を配合し、食器やガラスの輝きを引き出す日本初のジェルタイプ食器洗い機専用洗剤「チャーミークリスタ」を新発売しました。また、汚れ分解酵素を2倍に増量して、こびりつき汚れをしっかりと落とす「パワフルチャーミー」を改良発売しました。

住居用洗剤分野では、銀イオン配合により、浴室汚れで気になる“ピンクヌメリ”の発生を抑える清潔キープ剤「ルックきれいのミスト 浴室用」と、トイレの「尿ハネ」による“不快なニオイ”の発生を抑える「ルックきれいのミスト トイレ用」、シンクや排水口周辺の“不快なニオイやヌメリ”を防ぐ「ルックきれいのミスト キッチン用」、微生物と皮脂汚れの作用により寝具などの布製品から発生する“不快なニオイ”を抑える「ルックきれいのミスト 布製品用(すずらんの香り・ローズの香り)」を全国新発売して、新しく清潔キープ剤市場を創出することに成功し、累計1,000万本の出荷を達成しました。また、便器のふちウラのガンコな汚れまでスッキリ落とす「トイレのルック」に、手で切れてつめかえやすいパウチタイプの「つめかえ用」を新発売しました。さらに、泡がワイドに広がる「ラッパ噴射」で、浴槽の“残り湯ライン”や床・壁など広い面にかけてやすく、ラクにお掃除ができる浴室用洗剤「おふるのルック」を改良新発売しました。

調理用品分野では、長くご好評を頂いております「リード クッキングペーパー」をはじめとするリードブランド各商品(ホットクッキングシート、ホイルペーパー、新鮮保存バッグ、冷凍保存バッグ)のデザインをリフレッシュして、改良発売しました。

アフターケア分野では、ナノテクノロジーにより衣類のしわを取る「スタイルガード(スーツ用・シャツ用)」を新発売しました。

ペット事業では、「ペットキレイ」(以下略称PK)、「うちの子思い」(以下略称U0)の2ブランドで、当社技術の強みを生かした新製品の開発・導入に努めております。

当連結会計年度の主要な成果としては、24品目52アイテムの新製品・改良製品を発売、ペット事業の強化に寄与しました。

猫砂分野では、お客様ニーズの高い「粉立ち防止」機能を付与して改良した、新しい「PKニオイをとる砂」と、銅の消臭・抗菌力でパワフルに脱臭する「PK紙でニオイをとる砂」を市場導入いたしました。

ヘアケア分野では、ご好評を頂いております「PKのみとりリンスインシャンプー」など液体タイプと、「PK水のいらぬリンスインシャンプー」など水のいらぬタイプ、さらに「PK水のいらぬシャンプータオル」などタオルタイプと、ほとんどすべての商品でパッケージデザインを一新、あわせてライン拡大を実施いたしました。

リビングケア分野では、スプレーしてブラッシングするだけで、抜け毛がしっかり取れて、ニオイもすっきりする「PKケトリーナ」と、「PKシュシュット!消臭&除菌」スプレーのライン拡大品「ヒノキの香り」を新発売いたしました。

オーラルケア分野では、上期に、歯が弱ってきた高齢犬にも最適なオーラルケアガム「U0ペットキッス 山切りガム」2品を新発売いたしました。また下期には、一日分ずつ小分け包装した「U0ペッ

トキッス 歯ブラシビスケット」を新発売し、ご好評をいただいております。

機能性フードでは、燃焼サポート成分L-カルニチンを新配合した「U0おやつは0脂ポー」、お腹がデリケートなワンちゃんに最適な「U0お腹快ちょうクッキー」とレトルトパウチタイプの「U0お腹快ちょう造り」、さらにドライフードと混ぜて老化防止をサポートするおいしいサプリメントフード「U0まぜたら生き生きゼリー」を新発売いたしました。

またケア用品として、天然由来成分で、さすだけで簡単に耳のケアができる「U0耳スッキリクリナー」を新発売いたしました。

レストラン、居酒屋、集団給食など飲食業向けの業務用食器洗浄機用洗浄剤、弁当、惣菜などの中食向け洗浄剤、食品加工機用洗浄剤、食品(材)運搬用プラスチック容器用洗浄剤の開発とこれらのお客様へのサービス及びお客様の食の安心・安全をサポートする衛生診断をはじめとする総合衛生管理ビジネスを、ライオンハイジーン(株)商品研究所が中心となって行っております。

当連結会計年度の主な成果として、業務用食器洗浄機用洗浄剤では、非劇物タイプで高い洗浄力を発揮する無リンの固形洗浄剤「マイスターCH」など3品を開発し新発売いたしました。また、食器洗浄機に付着した頑固な石灰質スケールに高い効果を発揮するスケール除去剤「SR-20」を改良新発売いたしました。手洗い用食器洗浄剤では、水切れ性が顕著に優れる肌マイルドタイプの4倍濃縮中性液体洗浄剤「セルシア速乾マイルド」を新発売しご好評を得ております。

また、居酒屋チェーン店、食品加工工場、学校・病院・社員食堂などの集団給食事業のお客さまへ衛生診断と改善提案を行い、お客様の食の安心・安全をバックアップし、洗浄・除菌剤の拡売にも貢献できました。

[海外]

海外事業におきましては、日本にて開発した技術の水平展開はもとより、アジア各国市場を理解した製品コンセプトの提案、及び品質の確保など、各国のお客様ニーズに合致した製品開発に注力しております。

当連結会計年度では、主力ブランドの拡充により、タイ・マレーシアを中心とするアセアンでの売り上げが大幅に増加いたしました。一方の北東アジアでは、事業基盤強化に向けた新製品導入・改良を積極的に進めてまいりました。

事業分野別の新製品・改良品の開発状況は次のとおりです。

オーラルケア事業分野では、タイで「システム」シリーズに従来の歯磨、歯ブラシに加えて新たに洗口剤を発売し、ブランドのライン拡充を図りました。マレーシアでは「フレッシュ&ホワイト」にアップル香味を追加発売し、たいへんご好評をいただいております。

また、前連結会計年度より事業を開始いたしました韓国では、日本開発の技術を活用した、歯磨、歯ブラシの新ブランド「デントララ」を上市し、オーラルケア市場への本格参入を図りました。

ビューティケア事業分野では、インドネシアで「ジンク」シャンプー・「エメロン」ローションのリニューアル、及び品揃えの充実をいたしました。タイでは「フリー&フリー ダメージエイド」に新たにシャンプー、トリートメントを追加し、ブランド強化を推進いたしました。

ハウスホールド事業分野は、各国とも衣料用洗剤が好調に推移しております。マレーシア・シンガポール・香港で展開しております衣料用洗剤「トップ」に関しましては、優れた性能をご評価いただき、順調に売り上げを伸ばしております。特に今期は液体ヘビー洗剤市場に参入し、一層のブランドの拡大・価値向上を図りました。

当事業に関わる研究開発費は、59億2千5百万円であります。

(2) 薬品事業

薬品事業はセルフメディケーションの推進により、人々の健康な生活に貢献することを目的に、薬品第1研究所と薬品第2研究所の2つの研究所が研究開発を進めています。薬品第1研究所は、口腔内速崩壊錠（ファーストメルト錠）、防腐剤フリー点眼剤などの製剤技術、肝機能を改善するグルクロノラクトン、胃粘膜を保護するスクラルファートなどの有効成分、解熱、鎮痛、睡眠などの薬理評価技術を活用し、一般用医薬品、機能的食品及びヘルスケア製品の研究と製品開発を進めています。薬品第2研究所は、熱蒸散剤、エアゾール剤等の技術を活用し、病気を媒介したり、不快感を与える害虫を駆除する殺虫剤の研究と製品開発を進めています。

当連結会計年度の主な成果としては、生理痛・腰痛・頭痛などの痛みにも優れた効果がある新鎮痛剤「バファリンルナ」、清涼感が高く、疲れ目を改善する点眼剤「スマイルピット」、肝臓に働くドリンク剤「グロンサンRゴールド」及びニキビ、肌荒れを改善するドリンク剤「ペアAドリンク」をそれぞれ発売しました。さらに、機能的食品の第一弾として、快眠サポート飲料「グッスミン」、コラーゲンとフラバンジェノールを配合した飲料「キュプルン」及びトマト酢飲料「グロンサントマトの赤酢ドリンク」を発売、新規事業の確立に向け、大きな第一歩を踏出しました。

また、殺虫剤分野では、「バルサン虫よけキューブ」、「バルサンダニ駆除フォーム」、「バルサンダニ駆除パック」、「バルサンハウスダストダニクリア」、「バルサンアリの巣退治」、「バルサンゴキブリめっちゃとれ」及び「バルサンいやーな虫直撃ジェット」の7品を発売、殺虫剤のフルライン化を進めました。

当事業に関わる研究開発費は、7億2千5百万円であります。

(3) 化学品事業

化学品事業では、化学品研究所を中心としてオレオケミカル製品、界面活性剤及びパフォーマンス製品の研究開発を行っております。

当連結会計年度では、「EPOC」(Ecology Performance & Oleo Chemicals)をキーワードとして、環境ニーズに応えるオレオケミカル製品やパフォーマンス製品の開発に重点をおきました。

オレオケミカル製品では、植物油（パーム椰子）を由来とした変圧器用電気絶縁油を大手電力機器メーカーの日本AEパワーシステムズと共同で開発しています。絶縁油に使われている鉱油は、供給不安、価格高騰、地球環境への配慮の点から代替材料が求められています。今期は石油学会及び電気学会において、当社が開発した絶縁油の冷却性能、生分解性、耐久性など従来の鉱油に比べて優れた性能があることを発表しました。平成19年には容量2～10メガVAの変圧器で実用試験を推進します。

パフォーマンス製品では、紙分野の新製品として高級ティッシュ用ローション剤「エコケアYSシリーズ」を開発しました。花粉症や風邪の際に使用する、肌に優しい高級ティッシュの需要が急増しています。当社独自の天然素材を配合したローション剤が大手製紙会社に採用となりました。

また導電性カーボンは、リチウムイオン電池などの二次電池の電極に利用されるなど、当該業界において高い評価を得ており、当社ではこれを高機能樹脂に練り込んだ導電性コンパウンドの研究開発を行っております。優れた導電性に加え、耐熱性・収縮率・強度など多数の物性をコントロールすることで、半導体や電子部品の包装材料やOA機器部品を開発し、国内海外のユーザーの要望に応えました。さらに、樹脂物性を保持したままカーボンをポリカーボネート樹脂に高分散させる技術を開発し、厚み200ミクロン以下に成形されるキャリアテープ用グレードが海外ユーザーに採用となりました。

た。

一方社油脂工業(株)の研究所では、界面化学と高分子化学を基盤に、ポリマー分野、ゴム薬剤分野、化成品分野、繊維薬剤分野の研究開発を行っています。

当連結会計年度では、ポリマー分野、ゴム薬剤分野、化成品分野を重点事業とし、工業用機能化学品の開発を推進いたしました。

主な成果として、ポリマー分野でのIT関連向け「保護フィルム用粘着剤」「耐可塑剤性紫外線吸収剤」、ゴム薬剤分野でのタイヤ関連向け「防着剤」「離型剤」、化成品分野での建築材関連向け「ホルマリンキャッチャー剤」、製紙関連向け「撥水剤」などの製品を開発いたしました。特に世界初の内部添加型「ホルマリンキャッチャー剤」は、木質板の新しいシックハウス対策として国内外で大きな反響と要望があり、売上を伸ばし続けています。

当事業に関わる研究開発費は、12億2千7百万円であります。

(4) その他の事業

その他の事業では、マコーミックブランド製品の差別化・高品質香味を目的にスパイス、ドレッシングを中心とした各種調味料類の開発を行いました。スパイス分野では、世界的に事業を展開しているマコーミックグループとの技術交流を深め、オランダマコーミック社より新たにプラスチック容器入りスパイスシリーズの輸入販売を開始しました。またチューブ入り練りスパイスには「練り梅」「粒マスタード」を追加発売し製品群の拡充を図りました。ドレッシング分野では「和風ゆずの香ドレッシング」、サラダトッピングシリーズに「チーズプリンクル」「ミックスフルーツ」を追加発売しました。また「アメリカンケイジャンソース」「メキシカンチリソース」を追加発売し、市場拡大が期待されるエスニックソースの商品強化をいたしました。

当事業に関わる研究開発費は、4千4百万円であります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり採用した会計方針及びその適用方法ならびに見積りの評価については、「第5 経理の状況 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しているため省略しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、国内日用消費財業界における店頭での販売競争が依然として激しい中、「クリニカ」、「トップ」等の主力ブランドのさらなる育成に向けて、当社独自技術を活用した差別性のある新製品を積極的に導入するとともに、重点的なマーケティング投資を行いました。連結売上高は、3,303億8千万円（前年同期比0.4%減）となりました。

連結営業利益は、製造原価及び物流費の低減を中心としたトータルコストダウンを推進しましたが、国内売上の減少や原油価格の高止まりによる原材料価格の上昇により、3億4千3百万円（前年同期比94.3%減）となりました。連結経常利益は、持分法による投資利益の増加等により24億2千7百万円（前年同期比71.5%減）となりました。連結当期純利益は、投資有価証券の売却、名古屋オフィスビルの固定資産売却等による特別利益151億1千4百万円の計上、東京工場の閉鎖損失、固定資産処分損等による特別損失45億2千1百万円の計上の結果、55億4千万円（前年同期比1.2%増）となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(4) 戦略的現状と見通し

当社グループといたしましては、「新・快適生活産業分野No.1企業」を目指し、中期経営計画「VIP 09計画」の具体的施策を着実に実施してまいります。

家庭品事業は、歯磨、洗濯用洗剤、台所用洗剤等の主力分野において、差別性のある新製品を導入するとともに、「メディカルヘルスケア」製品の拡充を図ります。海外ではアセアン、韓国で新製品の積極的な導入による成長力強化に努めます。

薬品事業は、積極的な新製品導入やプロモーション強化による主力ブランドの育成、当連結会計年度に新規参入した機能性食品の拡充などを推進します。

化学品事業は、収益力の強化と事業の拡大に向けて、環境に配慮した高機能製品の育成に努めます。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当期において、提出会社は事業資金に充当するため、75億円の長期借入による資金調達を行いました。

なお、資金の流動性については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、「企業価値の向上」に向けた経営を目指し、新中期経営計画「VIP 09計画」を前連結会計年度よりスタートさせ、グローバル競争に対抗できる事業の確立、及び新事業創出による成長力強化と更なる経営効率化を進めております。

次に掲げる3つの改革を実行し、「清潔・健康・美の追求」を通し人々の快適な生活に役立つ企業として、「生活者価値の創出」による「企業価値の向上」に努め、平成21年度連結業績目標「ROE10%」の達成とともに、将来的には、日用品・一般用医薬品・機能性食品を合わせた「新・快適生活産業分野」におけるNo.1の地位を目指します。

[改革1] 成長基盤の再構築

環境変化に柔軟かつ迅速に対応できる高効率・高収益体質の企業グループを目指して、コア事業に重点化した事業構造への転換と、先発型・革新型の新製品開発等を通じた新規事業分野の拡張を行ってまいります。

当連結会計年度は、歯磨発売110周年の節目を迎えたオーラルケア事業、発売以来50年となる洗濯用洗剤の「トップ」等に対する積極的なマーケティング投資を進めシェア回復に努めました。また、住居用洗剤の「ルックきれいのミスト(キッチン用・浴室用・トイレ用・布製品用)」、洗濯用洗剤と柔軟剤の「ケアベール」等の高付加価値新製品に加え、健康と美をサポートする飲料の「グッスミン」、「キュプルン」、「グロンサントマトの赤酢」等のお客様により満足いただける新規分野商品を導入いたしました。

[改革2] 収益構造の改革

平成13年度より「収益構造改革推進本部」を設け、トップダウンでトータルコストダウンに継続的に取り組んでおります。平成17年度より新たに5年間で100億円のトータルコストダウンを目指して、抜本的な構造改革を強力に推進しております。

当連結会計年度は、前連結会計年度に引き続き原材料価格高騰の影響を受けましたが、製品原価の低減、物流費削減等の施策に積極的に取り組むとともに、今後の柔軟な生産対応、製品原価の一層の低減を図るための生産拠点再編施策として、東京工場を閉鎖いたしました。また、子会社のビルメンテナンス事業、香辛料製造事業の譲渡も実施いたしました。

[改革3] 組織能力の向上

成果主義・能力主義の徹底と人材開発の強化による少数全員精鋭体制を構築し、グループトータルでの組織能力を向上させております。

当連結会計年度は、敵対的買収防衛策として信託型ライツプランを導入するとともに、経営の透明性・客観性を高め監督機能を強化するため社外取締役を設置し、コーポレートガバナンス体制の強化に努めております。また、連結決算業務のさらなる早期化、経理業務の集約化による連結重視マネジメント体制をより強化するため、当社にて導入した新会計システムを順次グループ各社に拡大しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当グループは、当連結会計年度において101億4千9百万円の設備投資を行いました。

その内訳は、家庭品事業80億8千万円、薬品事業5億3千3百万円、化学品事業9億9千3百万円、その他の事業3千8百万円、全社資産5億3百万円であります。

家庭品事業では、当社千葉工場及び大阪工場における洗剤組成改良生産対応、小田原工場における洗剤内製化対応、ならびに生産設備の合理化及び更新等を行いました。また、ライオンケミカル(株)において当社東京工場から移転した香粧品生産対応を行いました。

なお、前連結会計年度より開始した新中期経営計画「VIP 09計画」における「収益構造の改革」の一環として、当社東京工場を閉鎖いたしました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社の状況

事業所又は地区名 (主な所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
千葉工場 (千葉県市原市)	家庭品事業 化学品事業	生産設備	3,322	4,898	4,637 (183)	208	13,066	159
小田原工場 (神奈川県小田原市)	家庭品事業 薬品事業 化学品事業	生産設備	1,895	2,685	358 (71)	170	5,111	163
大阪工場 (大阪府堺市西区)	家庭品事業 化学品事業	生産設備	1,524	4,225	729 (82)	65	6,545	144
明石工場 (兵庫県明石市)	家庭品事業 薬品事業	生産設備	959	1,711	260 (62)	240	3,171	103
本社 (東京都墨田区)	各事業及び 全社管理業務	営業設備等	1,072	15	0 (6)	408	1,497	938
研究所 (東京都江戸川区 ほか)	家庭品事業 薬品事業 化学品事業 その他事業	研究開発設 備	2,754	707	56 (43)	1,069	4,588	562
坂出 (香川県坂出市)	家庭品事業 化学品事業 全社管理業務	生産設備用 地等	780		4,372 (260)	2	5,155	
その他	各事業及び 全社管理業務	営業設備等	299	69	247 (13)	104	722	425

(2) 国内子会社の状況

会社名 (主な所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
ライオンケミカル株式会社 (茨城県鹿島郡 神栖町)	家庭品事業 化学品事業	生産設備等	3,460	1,779	5,175 (241)	73	10,489	194
ライオンパッケージング株式会社 (千葉県市原市)	家庭品事業 薬品事業 化学品事業	生産設備等	536	779	342 (49)	48	1,706	149
一方社油脂工業株式会社 (兵庫県小野市)	家庭品事業 化学品事業	生産設備等	623	668	603 (87)	86	1,981	155

(3) 在外子会社の状況

会社名 (主な所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
泰国獅王企業 有限公司 (タイバンコク)	家庭品事業	生産設備等	419	582	491 (315) 〔20〕	69	1,562	990
CJライオン株式会社 (韓国ソウル)	家庭品事業 化学品事業	生産設備等	1,608	549	() 〔49〕	336	2,493	250

- (注) 1 「その他」の欄は工具器具及び備品であります。
 2 土地の各面積〔 〕内は連結会社以外からの賃借であり、外数であります。
 3 提出会社の研究所は 印のついてる各事業所に併設されているため、研究所の土地面積及び土地帳簿価額は各事業所に含まれております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等の計画は、以下のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払 金額 (百万円)		着手	完了	
当社千葉工場ほか	千葉県 市原市ほか	家庭品事業	家庭品製品生産設備合理化及び更新	5,428	579	自己資金	平成18年 1月	平成19年 12月	ほとんど 変動なし
当社小田原工場	神奈川県 小田原市	薬品事業	薬品製品生産設備増強及び合理化	176		自己資金	平成19年 1月	平成19年 12月	ほとんど 変動なし
当社平井研究所ほか	東京都 江戸川区ほか	家庭品事業	研究機器・分析用機器の購入	360		自己資金	平成19年 1月	平成19年 12月	

- (注) 1 金額には消費税等を含めておりません。
 2 経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,185,600,000
計	1,185,600,000

(注) 1 当事業年度末現在の定款の定めは、次のとおりであります。

当社の発行する株式の総数は、1,185,600,000株とする。

ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

2 平成19年3月29日の定時株主総会において定款の変更を行い、次のとおりとなりました。

当社の発行可能株式総数は、1,185,600,000株とする。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成18年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年3月29日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	299,115,346	299,115,346	東京証券取引所 (市場第1部) 大阪証券取引所 (市場第1部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式
計	299,115,346	299,115,346		

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法(平成13年法律第128号)附則第6条の規定に基づく当社取締役及び当社従業員に対する新株引受権の状況は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成14年3月28日)

	事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	215,000	207,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	491(注)	同左
新株予約権の行使期間	平成17年3月1日から 平成20年2月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 491 資本組入額 246	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役または従業員の 地位を失った後も、権利行使 することができる。 権利者が死亡した場合には、 相続人が権利行使をすること ができる。 その他、権利行使の条件は、 平成14年3月28日開催の当社 第141期定時株主総会及び平 成14年5月29日開催の当社取 締役会の決議に基づき、当社 と付与の対象者との間で締結 した付与契約に定めるところ による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れは認め ない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 権利付与日以降、株式分割及び時価を下回る価額で新株式の発行が行われる場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

旧商法(平成13年法律第128号)第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成15年3月28日)

	事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	184	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	184,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	496(注)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年3月1日から 平成20年2月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 496 資本組入額 248	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行行使することができる。 また、新株予約権者が当社の取締役または従業員のいずれの地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)附則第6条第1項の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株主総会の特別決議日(平成16年3月30日)

	事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	8,092	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,092,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	651(注)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 651 資本組入額 326	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。 また、新株予約権者が当社の取締役、監査役及び使用人ならびに子会社の取締役のいずれの地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)附則第6条第1項の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株主総会の特別決議日(平成17年3月30日)

	事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	628	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	628,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	635(注)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 635 資本組入額 318	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。 また、新株予約権者が当社の使用人の地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)附則第6条第1項の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)

	事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	950	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	950,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	790(注)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 790 資本組入額 395	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使用することができる。</p> <p>また、新株予約権者が当社の取締役及び使用人の地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行使用することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。</p> <p>上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)附則第6条第1項の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)

	事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	129,753	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	129,753(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から平成18年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれかの遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。 この他の新株予約権の行使条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)

信託型ライツプラン導入の為の新株予約権の発行

当社は旧商法(平成13年法律第128号)第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の企業価値の向上に反する買収に対する事前防衛策として、新株予約権と信託の仕組みを利用した信託型ライツプランを導入することを平成18年3月30日開催の定時株主総会にて可決しました。

信託型ライツプランの概要は下記のとおりであります。

信託型ライツプランの導入

当社は、当社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社(以下共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社とあわせて「信託銀行」という。)を受託者とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、信託を設定しました。

当社は信託の受託としての信託銀行に対して、取締役会決議を経て新株予約権を無償で発行し、信託銀行は、信託契約において定められた信託事務の履行として、新株予約権を引受け、その後当該新株予約権を信託財産として受益者のために管理します。将来買収者が出現した場合には、信託銀行は、一定の手続きに従って確定される新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、法令等によって要求される所定の手続きを経たうえで、新株予約権を交付することになります。

新株予約権の交付・行使

当社に対する買収提案がなされた場合、当社社外取締役、社外監査役の中から当社取締役会により選任された委員で構成された企業統治委員会が、信託型ライツプランに関して、権利発動事由(新株予約権の行使の条件欄で後述してあります。)発生時点の延期に関する決定、買収を提案する者を敵対的買収者としての性質を有しないものとして権利を発動させない旨の決定、権利発動事由発生後の行使条件充足の是非、新株予約権の消却等について、新株予約権細則(新株予約権の行使の条件欄で後述してあります。)に定められた手続きに従い決定し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、この企業統治委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の取扱いに関して最終的に決定を行うものとされています。

新株予約権の権利発動事由が発生し、かつ、当社取締役会で本新株予約権を行使できない場合に該当するとの判断がなされないときは、その後一定の手続きに従い最初に特定される当社の全株主の皆様(買収者を含み、自己株式所有者としての当社を除く。)が新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定され、信託契約の規定に従い、信託銀行から原則としてその所有する当社株式1株当たり1個の新株予約権の交付が行われます。

新株予約権の交付を受けられた株主の皆様は、当社指定の新株予約権行使請求書に必要事項を記載し記名押印したうえ、当社取締役会が別途新株予約権の行使に関して提出を要請する書類を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、取得する株式1株当たり1円を払込取扱場所に払込むことにより、新株予約権を行使することができるようになります。ただし、買収者及びその一定の関係者は、原則として新株予約権を行使できません。

このように、買収者及びその一定の関係者を除く当社株主の皆様は、極めて低い価額で当社株式を取得することができるようになる一方で、かかる新株予約権の行使の結果、買収者及び一定の関係者は、保有している株式が希釈化されるという影響を被ることが予定されています。

	事業年度末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
付与対象者	(注)1	同左
新株予約権の数(個)	600,000,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	<p>(1) 新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式の移転(以下、「交付」という。)する数は、600,000,000株とする。ただし、下記の(2)により新株予約権1個の行使により交付する当社普通株式の数(以下、「付与株式数」という。)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に新株予約権の発行総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>(2) 付与株式数は、1株とする。ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。</p> $\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数}}{\text{調整前付与株式数}} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。</p>	同左
新株予約権の行使時の払込金額	<p>(1) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。</p> <p>(2) 行使価額は、1円とする。</p>	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月3日から平成21年3月31日(ただし、平成21年3月31日以前に権利発動事由(下記「新株予約権の行使の条件欄(1)」に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から4カ月間経過した日)までとする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額とする。新株予約権の行使により当社株式を発行する場合の資本組入額は、株式の発行価格の全額とする。	同左

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>(1) 下記 <input type="checkbox"/> ないし <input type="checkbox"/> の各号に記載される者を除く一ないし複数の者が、新株予約権の発行日の前後を問わず、(ア)当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めなき限り同じ。)について、20%を超える株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)を保有する者または保有すると当社取締役会が認める者(以下「特定大量保有者」という。)になったことを示す公表(多数の者の知り得る状態に置かれたことをいい、同法第27条の23または第27条の25に定められる報告書の提出及び当社が行う証券取引所の規則に基づく適時開示を含む。以下同じ。)がなされた日から10日間(ただし、当社取締役会は、当社取締役会が別途定める新株予約権細則(以下「新株予約権細則」という。)に従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に、その者が特定大量保有者でなくなったことを示す公表がなされた場合及びその者が下記 <input type="checkbox"/> に定める者であると当社取締役会が決定した場合を除く。)、または(イ)当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項で定める場合を含む。以下本項において同じ。)に係る株券等(同法第27条の2第1項に定義される。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下本項において同じ。)がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。以下本項において同じ。)の株券等所有割合と合計して20%を超える場合に限る。以下同じ。)の公告を行った日から10日間(ただし、当社取締役会は、新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に、その者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以下となった旨の同法第27条の13第1項に定義される公告を行った場合及びその者が下記 <input type="checkbox"/> に定める者であると当社取締役会が決定した場合を除く。)(以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」という。)に限り、(<input type="checkbox"/>)その者(以下「買収者」という。)、(<input type="checkbox"/>)(ア)に定めるとき)当該買収者の共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される者をいい、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)、(<input type="checkbox"/>)(イ)に定めるとき)当該買収者の特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)、もしくは(<input type="checkbox"/>)上記(<input type="checkbox"/>)ないし(<input type="checkbox"/>)記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、または(<input type="checkbox"/>)上記(<input type="checkbox"/>)ないし(<input type="checkbox"/>)記載の者の関係者、のいずれにも該当しない者のみが、新株予約権を行使することができる。なお、ある者の「関連者」とは、実質的に、その者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。</p> <p>当社または当社の子会社</p>	<p>同左</p>
--------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

	<p>当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者である旨当社取締役会が認めた者であつて、かつ、特定大量保有者になった後10日間(ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者でなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)</p> <p>当社を委託者とする信託の受託者として新株予約権をその発行時に取得し、保有している者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)</p> <p>その者が当社の株券等を取得または保有すること(以下「買収」という。)が当社の利益に反しないと当社取締役会が新株予約権細則に従い認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)</p> <p>(2) 上記(1)の規定にもかかわらず、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、()次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、または()一もしくは複数の脅威が存するにもかかわらず、新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使することができない。なお、上記()または()の場合に該当するかについては、新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。</p> <p>当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白であること</p> <p>当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、またはこれを取得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと</p> <p>当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じること当社株主に強要するものであること</p> <p>当該買収の条件(対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切であること</p> <p>上記 ないし のほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益(当社の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)に反する重大な虞があること</p> <p>(3) 上記(2)の規定のほか、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき下記 及び 記載の条件が充足された場合には、新株予約権は行使することができない。なお、これらの条件が充足されるかについては、新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。</p> <p>当社取締役会が提示または賛同する当該買収とは別の代替案が存在し、</p> <p>当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の過半数を保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、下記(ア)ないし(エ)記載の条件がすべて満たされる場合</p>	<p>同左</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

	<p>(ア)当該買収が当社が発行者である株式全てを現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されていること</p> <p>(イ)当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白でないこと</p> <p>(ウ)当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に強要するものでないこと</p> <p>(エ)当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益に反する重大な虞がないこと</p> <p>(4) 上記の(2)及び(3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために、()所定の手続の履行もしくは()所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、または()その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、該当管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足された場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>(5) 受託者は、受託者としての地位に基づき新株予約権を行使することができない。</p> <p>(6) 上記(1)ないし(5)の規定に従い新株予約権を有する者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。</p>	同左
新株予約権の消却事由及び消却の条件	<p>(1) 当社取締役会は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、上記新株予約権の行使の条件欄(2)または(3)に従い新株予約権を行使することができない場合には、新株予約権を無償で消却しなければならない。</p> <p>(2) 上記(1)のほか、当社取締役会は、権利発動事由発生時点までの間、いつでも、新株予約権を消却することが適切であると判断する場合には、全ての新株予約権を無償で消却することができる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要する。	同左
取得条項に関する事項	取得条項はありません。	同左
信託の設定の状況	(注)2	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 当社は信託銀行を受託者とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、信託を設定しました。権利発動事由が発生するまでは信託銀行が信託契約に基づき新株予約権を管理し、権利発動事由が発生した場合はその後の一定の手続きに従い最初に特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式所有者としての当社を除く。)が新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定されます。

2 当社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社を共同受託者とする)を受託者とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、信託を設定しております。

3 新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所
 新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書(当該新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件欄(1)記載の()ないし()のいずれにも該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権行使に要する書類ならびに会社法、証券取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。)上その時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)ならびに(新株予約権に係る新株予約権証券(以下「新株予約権証券」という。)が発行された場合には)新株予約権証券を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払込むことにより行われるものとする。なお、新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の新株予約権がある場合には、

当社は、当該新株予約権者の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載または記録するものとし、かつ(新株予約権証券が発行された場合には)当該新株予約権者の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数を新株予約権証券に記載するか、残余の新株予約権の個数を表章する新株予約権証券を当該新株予約権者に交付するものとする。

4 新株予約権行使請求の効力発生時期

新株予約権の行使請求の効力は、上記3の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書及び添付書類ならびに(新株予約権証券が発行された場合には)新株予約権証券が払込取扱場所に到着した時とする。新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払込まれた時に生じるものとする。

5 新株発行時の利益配当の方法

新株予約権の行使により発行される当社普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、新株予約権の行使が毎年1月1日から6月30日までになされたときは当該年の1月1日に、毎年7月1日から12月31日までになされたときは当該年の7月1日に、それぞれ当該株式の発行があったものとみなして、これを支払う。

6 株式交換・株式移転の場合の新株予約権に係る義務の承継

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当該時点において行使または消却されていない新株予約権に係る義務を、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に以下の決定方針に基づき承継させることができる。ただし、新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある株式交換契約書または株式移転の議案につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

承継された新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類は、完全親会社の同種の株式とする。

承継された新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数は、株式交換または株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

承継された各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、株式交換または株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等は、上記新株予約権の行使の条件欄ないし新株予約権の消却事由及び消却の条件等に準じて、株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

承継された新株予約権を譲渡するときは、完全親会社の取締役会の承認を要する。

7 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行する。

8 法令の改正等による修正

新株予約権発行後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成14年1月1日～ 平成14年12月31日 (注)	774	313,515		34,433		31,499
平成18年1月1日～ 平成18年12月31日 (注)	14,400	299,115		34,433		31,499

(注) 利益及び繰越利益剰余金による自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

平成18年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		81	34	370	83	9	34,738	35,315	
所有株式数 (単元)		104,797	1,236	49,737	24,434	13	113,967	294,184	4,931,346
所有株式数 の割合(%)		35.62	0.42	16.91	8.31	0.00	38.74	100.00	

(注) 1 自己株式28,975,638株は、「個人その他」の欄に28,975単元及び「単元未満株式の状況」の欄に638株それぞれ含めて記載しております。

なお、自己株式28,975,638株は、株主名簿記載上の株式数であり、平成18年12月31日現在の実保有残高は、28,974,638株であります。

2 株式会社証券保管振替機構名義の株式13,550株は、「その他の法人」の欄に13単元及び「単元未満株式の状況」の欄に550株それぞれ含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

平成18年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
みずほ信託退職給付信託みずほ 銀行口再信託受託者資産管理サ ービス信託	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタ ワー Z棟	15,038	5.03
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	12,109	4.05
株式会社みずほコーポレート 銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-3-3 (東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワー Z棟)	10,946	3.66
メロンバンクトリートリークラ イアンツオムニバス (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	10,896	3.64
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	6,443	2.15
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	6,257	2.09
みずほ信託銀行株式会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 (東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワー Z棟)	6,189	2.07
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	5,799	1.94
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイラン ド トリトンスクエアオフィスタワー Z棟)	5,382	1.80
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイラン ド トリトンスクエアオフィスタワー Z棟)	4,500	1.50
計		83,562	27.94

(注) 1 上記のほか、当社が所有している自己株式 28,974,638株があります。

2 マッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーション、マッケンジー・キャンディル・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びマッケンジー・キャンディル・インベストメント・マネジメント(バミューダ)リミテッドが、当社株式17,091千株を共同で保有する旨の大量保有報告書が以下のとおり平成18年10月16日に関東財務局長あてに提出されておりますが、当事業年度末の株主名簿(実質株主名簿を含む)には記載、記録がなく、実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)は大量保有報告書提出時のものであり、当事業年度末現在では5.71%になっております。

(大量保有報告書の内容)

氏名又は名称	住所	提出日	報告義務 発生日	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
マッケンジー・ファイ ナンシャル・コーポレー ション	カナダ、M5S 3B5、オンタリオ 州、トロント、ブルア・ストリ ート・ウエスト150、スイー ト810	平成18年 10月16日	平成18年 9月30日	6,632	2.12
マッケンジー・キャン ディル・インベストメン ト・マネジメント・リミ テッド	カナダ、V6E 2E9、プリティッ シュ・コロニア州、バンクー バー、ウエスト・ヘイスティン グス・ストリート2200-1055	平成18年 10月16日	平成18年 9月30日	8,872	2.83
マッケンジー・キャン ディル・インベストメン ト・マネジメント(バミ ューダ)リミテッド	バミューダ諸島、HM E X、 ハミルトン、ピクトリア・スト リート22、私書箱1179	平成18年 10月16日	平成18年 9月30日	1,587	0.51
計				17,091	5.45

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 28,974,000		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 265,210,000	265,196	同上
単元未満株式	普通株式 4,931,346		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	299,115,346		
総株主の議決権		265,196	

- (注) 1 上記「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式1,000株が含まれております。なお、議決権の数の欄には同実質的に所有していない株式は含まれておりません。
- 2 「単元未満株式」の株式数の欄には当社所有の自己株式638株が含まれております。
- 3 上記「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ13,000株及び550株含まれております。なお、議決権の数の欄には同機構名義の株式は含まれておりません。

【自己株式等】

平成18年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ライオン株式会社	墨田区本所一丁目3番7号	28,974,000		28,974,000	9.69
計		28,974,000		28,974,000	9.69

- (注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が事業年度末現在1,000株あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

自己株式取得方式によるストックオプション制度

当該制度は、旧商法(平成13年法律第79号)の規定に基づき、当社が自己株式を買い付ける方法により、平成13年3月29日第140期定時株主総会終結後最初の決算期に在任する取締役及び当社規程に基づく職位が副主席以上の管理職に対して付与することを平成13年3月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

付与対象者	株式の種類	株式数	譲渡価額 (円)	権利行使期間	権利行使に ついで条件	代用払込み に関する事項
取締役 (20名)	普通株式	1,120,000株	500(注)	平成16年3月1日から 平成20年2月29日まで	当社の取締役または従業員の地位を失った後も、権利行使することができる。 権利者が死亡した場合には、相続人が権利行使をすることができる。 権利の譲渡、質入れは認めない。 その他、権利行使の条件は、平成13年3月29日開催の当社第140回定時株主総会及び平成13年12月25日開催の当社取締役の決議に基づき、当社と付与の対象者との間で締結した付与契約に定めるところによる。	
当社規程に基づく職位が副主席以上の管理職 (411名)		4,168,000株				

(注) 権利付与日以降、株式の分割及び時価を下回る価額で新株式の発行が行われる場合は、次の算式により譲渡価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後譲渡価額} = \text{調整前譲渡価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

新株引受権方式によるストックオプション制度

当該制度は、旧商法(平成13年法律第128号)附則第6条の規定に基づき、新株引受権方式により、当社取締役及び当社従業員に対して付与することを平成14年3月28日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名及び当社従業員46名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	528,000株
新株予約権の行使時の払込金額	491円(注)
新株予約権の行使期間	平成17年3月1日から 平成20年2月29日まで
新株予約権の行使の条件	当社の取締役または従業員の地位を失った後も、権利行使することができる。 権利者が死亡した場合には、相続人が権利行使をすることができる。 その他、権利行使の条件は、平成14年3月28日開催の当社第141期定時株主総会及び平成14年5月29日開催の当社取締役会の決議に基づき、当社と付与の対象者との間で締結した付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れは認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 権利付与日以降、株式分割及び時価を下回る価額で新株式の発行が行われる場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

新株予約権方式によるストックオプション制度

(イ) 当該制度は、旧商法（平成13年法律第128号）第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成15年3月28日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成15年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員38名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	304,000株
新株予約権の行使時の払込金額	496円(注)
新株予約権の行使期間	平成18年3月1日から 平成20年2月29日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。 また、新株予約権者が当社の取締役または従業員のいずれの地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)附則第6条第1項の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(ロ) 当該制度は、旧商法（平成13年法律第128号）第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年3月30日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成16年3月30日
付与対象者の区分及び人数	平成16年4月1日における当社の取締役、監査役及び使用人ならびに子会社の取締役 1,028名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	8,092,000株
新株予約権の行使時の払込金額	651円(注)
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行行使することができる。 また、新株予約権者が当社の取締役、監査役及び使用人ならびに子会社の取締役のいずれの地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)附則第6条第1項の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(八) 当該制度は、旧商法（平成13年法律第128号）第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年3月30日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年3月30日
付与対象者の区分及び人数	平成17年4月1日における当社従業員 127名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	628,000株
新株予約権の行使時の払込金額	635円(注)
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行行使することができる。 また、新株予約権者が当社の使用人の地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)附則第6条第1項の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(二) 当該制度は、旧商法（平成13年法律第128号）第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年3月30日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	平成18年4月1日における当社の取締役及び使用人 114名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	950,000株
新株予約権の行使時の払込金額	790円(注)
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行行使することができる。 また、新株予約権者が当社の取締役及び使用人の地位をも有さなくなった場合にも新株予約権を行行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）附則第6条第1項の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(ホ) 当該制度は、旧商法（平成13年法律第128号）第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成18年3月30日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、監査役及び執行役員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	129,753株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれかの遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。 この他の新株予約権の行使条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(へ) 当該制度は、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成19年3月29日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	149,619株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年4月16日から平成49年4月15日までの期間内で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれかの遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。 この他の新株予約権の行使条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号、旧商法第221条第6項及び
会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(18年11月30日)での決議状況 (取得期間18年12月1日)	14,400,000	8,500,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	13,900,000	7,672,800
残存決議株式の総数及び価額の総額	500,000	827,200
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	3.47	9.73
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	3.47	9.73

(注)東京証券取引所のToSTNeT-2(終値取引)による、自己株式の取得を決議しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

旧商法第221条第6項による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	98,220	72,092
当期間における取得自己株式		

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	180,118	115,790
当期間における取得自己株式(注)	35,179	22,759

(注)当期間における取得自己株式には、平成19年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	14,400,000	7,959,456		
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
(ストックオプションの行使)(注)	687,000	345,238	103,000	49,754
(単元未満株の買増請求)(注)	156,565	86,558	5,100	2,819
保有自己株式数(注)	28,974,638		28,901,717	

(注)ストックオプションの行使、単元未満株の買増請求及び保有自己株式数の当期間には、平成19年3月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、連結収益力の向上により、株主への永続的かつ安定的な利益還元を行うことを経営の最重要課題と考え、安定した配当を継続してまいります。また、企業成長力の強化、永続的な事業基盤の整備を行うことを目的として、利益の一部を留保し、研究開発・生産設備等への投資や外部資源獲得に充当してまいります。

当社は会社法第459条に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

当期の剰余金の配当につきましては、過去の支払実績及び配当性向を勘案して、取締役会決議により、中間5円（支払開始日：平成18年9月5日）、期末5円（支払開始日：平成19年3月5日）とさせていただきます。

なお、当事業年度に行った会社法第453条に規定する剰余金の配当は、平成18年8月1日の取締役会決議に基づき、1株当たり5円、総額1,419百万円であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第142期	第143期	第144期	第145期	第146期
決算年月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月
最高(円)	535	660	669	841	818
最低(円)	394	443	551	551	515

(注) 株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	748	649	646	645	588	634
最低(円)	644	611	600	609	515	558

(注) 株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	取締役会議 長、最高経 営責任者	藤 重 貞 慶	昭和22年1月1日生	昭和44年3月 平成2年3月 " 4年3月 " 8年3月 " 12年3月 " 14年3月 " 16年3月 " 18年3月 " 19年3月	ライオン油脂株式会社入社 当社イノベーションルーム室長 当社LOCOS推進部長 当社取締役、国際事業本部長 当社常務取締役、家庭品営業本 部長 当社代表取締役、専務取締役、 家庭品事業部門・家庭品営業本 部分担、家庭品営業本部長 当社代表取締役、取締役社長、 最高経営執行責任者 プリストルマイヤーズ・ライオ ン株式会社代表取締役兼務(現 任) 当社代表取締役、取締役社長、 取締役会議長、最高経営責任 者、家庭品事業部門分担 当社代表取締役、取締役社長、 取締役会議長、最高経営責任者	平成20年3月	39
専務取締役 (代表取締役)	企業倫理担 当、秘書 部・統合シ ステム部・ 人事部・総 務部・CSR 推進部・法 務部・薬事 部担当	今 井 眞	昭和18年12月27日生	昭和43年4月 平成2年3月 " 6年3月 " 8年3月 " 9年4月 " 10年3月 " 12年3月 " 16年3月 " 18年3月 " 19年3月	ライオン油脂株式会社入社 当社研究開発本部 企画管理部 長 当社研究開発本部副本部長兼同 本部企画管理部長 当社取締役、研究開発本部企画 管理部長 当社取締役、研究開発本部研究 支援部門担当副本部長兼同本部 企画管理部長 当社取締役、購買本部長 当社常務取締役、化学品事業本 部長 当社常務取締役、化学品事業本 部分担、生産本部長 当社代表取締役、専務取締役、 企業倫理担当、秘書部・統合シ ステム部・人事部・総務部・CSR 推進部・法務部・薬事部担当 当社代表取締役、専務取締役、 企業倫理担当、秘書部・統合シ ステム部・人事部・総務部・CSR 推進部・法務部・薬事部担当 ライオンビジネスサービス株式 会社代表取締役(現任)	平成20年3月	30
専務取締役 (代表取締役)	研究開発本 部・化学 品事業本部 ・生産本 部分担、 知的財産 部担当	大 部 一 夫	昭和18年2月21日生	昭和41年3月 平成4年3月 " 9年4月 " 10年4月 " 11年4月 " 12年3月 " 14年3月 " 16年3月 " 18年3月	ライオン油脂株式会社入社 当社研究開発本部界面科学セン ター所長 当社研究開発本部応用研究部門 担当副本部長兼同本部物質科学 センター所長 当社研究開発本部開発研究部門 担当副本部長 当社研究開発本部開発研究部門 担当兼同本部研究支援部門担当 副本部長 当社取締役、研究開発本部開発 研究部門担当兼同本部研究支援 部門担当副本部長 当社取締役、ハウスホールド事 業本部長 当社常務取締役、研究技術本 部長 当社代表取締役、専務取締役、 研究開発本部・化学品事業本 部・生産本部分担、知的財産部 担当 ライオンケミカル株式会社代表 取締役兼務(現任)	平成20年3月	35

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	リスク統括管理担当、経営企画部・LOCOS推進部・経理部・広報部・IR室担当	山田 哲夫	昭和21年12月7日生	昭和44年3月 平成8年3月 " 12年3月 " 14年3月 " 15年4月 " 16年3月 " 17年3月 " 18年3月 " 18年5月 ライオン油脂株式会社入社 当社経営企画部長 当社取締役、開発企画部担当、経営企画部長 当社常務取締役、家庭品事業統括部長 当社常務取締役、家庭品事業統括部長兼同部マーケティングプランニング室長 当社常務取締役、家庭品事業部門分担、家庭品事業統括部長 当社常務取締役、家庭品事業総合管掌(家庭品事業部門分担、家庭品営業本部管掌) 当社常務取締役、経営企画部・LOCOS推進部・経理部・広報部・IR室担当 当社常務取締役、リスク統括管理担当、経営企画部・LOCOS推進部・経理部・広報部・IR室担当	平成20年3月	33
常務取締役	ハウスホールド事業本部長、流通開発部・全国業務センター担当、家庭品営業担当	久保 直一	昭和20年2月14日生	昭和43年4月 平成4年3月 " 8年3月 " 10年4月 " 12年3月 " 16年3月 " 18年3月 " 19年3月 ライオン油脂株式会社入社 当社家庭品営業本部中国四国支店長 当社家庭品営業本部名古屋支店長 当社家庭品営業本部広域チェーンストア営業部統括 当社取締役、家庭品営業本部大阪店長 当社常務取締役、家庭品営業本部長 当社常務取締役、家庭品事業部門ハウスホールド事業本部長、家庭品営業部門担当、流通開発部・業務推進部担当 当社常務取締役、ハウスホールド事業本部長、流通開発部・全国業務センター担当、家庭品営業担当	平成20年3月	67
常務取締役	ヘルスケア事業本部長、宣伝部・生活者行動研究所担当	岩崎 春雄	昭和21年2月14日生	昭和45年4月 平成7年3月 " 12年4月 " 14年3月 " 16年3月 " 18年3月 " 19年3月 ライオン歯磨株式会社入社 当社薬品事業本部企画部長 当社薬品事業本部副本部長兼同本部企画部長 当社取締役、薬品事業本部長 当社上席執行役員、薬品事業本部長 当社常務取締役、家庭品事業部門ヘルスケア事業本部長、薬品事業本部長、宣伝部・広告制作部・生活者行動研究所担当 当社常務取締役、ヘルスケア事業本部長、宣伝部・生活者行動研究所担当	平成20年3月	8
常務取締役	化学品事業本部長	堀口 恭伸	昭和23年3月30日生	昭和47年4月 平成6年3月 " 10年4月 " 14年3月 " 16年3月 " 18年3月 ライオン油脂株式会社入社 当社研究開発本部分析センター所長 当社研究開発本部企画管理部長 当社取締役、購買本部長 当社上席執行役員、化学品事業本部長 当社常務取締役、化学品事業本部長	平成20年3月	15
常務取締役	研究開発本部長	梶 月輝 久	昭和20年10月22日生	昭和43年4月 平成4年3月 " 10年4月 " 11年4月 " 12年4月 " 16年3月 " 18年3月 ライオン油脂株式会社入社 当社研究開発本部ファブリックケア研究所長 当社研究開発本部応用研究部門担当兼同本部研究支援部門担当副本部長 当社開発企画部長 一方社油脂工業株式会社代表取締役、取締役社長 当社執行役員、研究技術本部企画管理部長 当社常務取締役、研究開発本部長	平成20年3月	33

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	
常務取締役	国際事業本部(海外関係全搬を含む)・購買本部分担、開発企画部担当	大林 三雄	昭和21年5月16日生	昭和44年3月 平成2年3月 " 5年3月 " 6年3月 " 6年8月 " 8年3月 " 12年4月 " 13年1月 " 16年3月 " 18年3月	ライオン油脂株式会社入社 当社国際事業本部テクニカルセンター室長 当社国際事業本部営業部長兼同本部テクニカルセンター室長 当社国際事業本部統括部長兼同本部テクニカルセンター室長 当社国際事業本部統括部長 当社国際事業本部営業部長 当社開発企画部長 ヘンケル ライオン コスメティックス株式会社代表取締役、社長 当社執行役員、国際事業本部長 当社常務取締役、国際事業本部(海外関係全搬を含む)・購買本部分担、開発企画部担当	平成20年3月	36
取締役		嶋口 充輝	昭和17年3月31日生	昭和62年4月 平成10年6月 " 13年4月 " 14年6月 " 15年8月 " 18年3月 " 18年5月	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授(現任) 石井食品株式会社社外監査役(現任) 財団法人医療科学研究所理事、所長(現任) エーザイ株式会社社外取締役 当社経営評価委員会委員 当社社外取締役 株式会社ベルシステム24社外取締役(現任)	平成20年3月	2
取締役		山田 秀雄	昭和27年1月23日生	昭和59年4月 平成4年4月 " 10年5月 " 13年4月 " 16年6月 " 18年3月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 山田秀雄法律事務所(現 山田・尾崎法律事務所)開設(現在に至る) 太平洋化学工業株式会社社外監査役(現任) 第二東京弁護士会副会長 株式会社サトー社外取締役(現任) 当社社外取締役	平成20年3月	1
監査役	常勤監査役	笠松 孝安	昭和26年3月14日生	昭和49年4月 平成15年4月 " 19年3月	ライオン歯磨株式会社入社 当社経営企画部特命担当部長 当社監査役	平成23年3月	3
監査役	常勤監査役	下浦 義博	昭和22年1月24日生	昭和44年3月 " 14年6月 " 19年2月 " 19年3月	ライオン油脂株式会社入社 当社経理部予算原価チームリーダー 当社常勤嘱託 当社監査役	平成23年3月	4
監査役		井戸川 貞三	昭和14年3月30日生	昭和42年2月 " 45年4月 " 63年5月 平成16年6月 " 16年7月 " 17年6月 " 18年3月 " 18年6月 " 19年3月	磯部公認会計士協同事務所(現新日本監査法人)入所 公認会計士登録 太田昭和監査法人(現 新日本監査法人)代表社員 新日本監査法人代表社員退任 株式会社ビジネスブレイン太田昭和社外監査役(現任) 株式会社電業社機械製作所監査役(補欠)(現任) 当社監査役(補欠) リンテック株式会社社外監査役(現任) 当社社外監査役	平成23年3月	
監査役		三上 昌宏	昭和20年1月29日生	昭和38年4月 平成6年12月 " 14年7月 " 15年7月 " 15年8月 " 17年10月 " 18年2月 " 19年3月	大蔵省(現 財務省)国税庁入庁 税理士資格取得 芝税務署長 財務省国税庁退官 三上昌宏税理士事務所開設(現在に至る) 株式会社銀座審美堂監査役(現任) 桂城建設株式会社監査役(現任) 当社社外監査役	平成23年3月	
計							307

- (注) 1 嶋口充輝氏及び山田秀雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 井戸川員三氏及び三上昌宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社では、取締役会が担っている「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を区分し、取締役会は「意思決定・監督機能」を担い、各事業本部、その他重要業務に係る「業務執行機能」は執行役員が担うこととする執行役員制度を平成16年3月に導入いたしました。
執行役員は10名で構成されております。
- 4 当社は、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査役を選任しております。補欠の監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数
土肥準三	昭和16年4月30日生	昭和44年4月	公認会計士三好敬一事務所入所	
		" 46年4月	昭和監査法人(現 新日本監査法人)入所	
		" 48年3月	公認会計士登録	
		平成3年5月	太田昭和監査法人(現 新日本監査法人)代表社員	
		" 18年6月	新日本監査法人代表社員退任	
		" 18年7月	土肥準三税務・会計事務所開設(現在に至る)	
		" 18年7月	有限会社サカイ監査役(現任)	
		" 19年3月	当社監査役(補欠)	

(注) 土肥準三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化をはかり、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置付けており、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を推進することにより、企業価値の向上を目指しております。

以上の考え方にに基づき、当社取締役会は、監査役制度のもとで経営の監督を行うとともに、経営の監督と執行の分離を進めるため執行役員制を導入し、それまで取締役会が担ってきた機能を区分し、取締役会は「経営の意思決定及び監督機能」を担い、執行役員会が「業務執行機能」を担うことといたしました。

加えて、「取締役会の活性化及び機動性の向上を図るための取締役員数削減」、「株主の皆様が取締役の信を問う機会を増やすため取締役任期を1年に短縮」、「経営の透明性、客観性を高め監督機能を強化するための社外取締役の設置」、「役員の報酬等の客観性及び透明性を高めるための社外役員で構成する報酬諮問委員会の設置」を行っております。

また、社外有識者の評価・意見を経営に反映させるための「経営評価委員会」を平成15年10月より設置しております。

(2) 会社の機関の内容

<取締役・取締役会・執行役員会等>

取締役会は取締役11名（内、社外取締役2名）で組織しております。月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役及び各執行役員の業務執行を監督しております。

また、中長期経営計画の基本方針など重要な企業戦略については、専務取締役以上を主たるメンバーとする経営会議での審議を経て、取締役会の適正な意思決定が可能な体制を構築しております。

さらに、事業に直結する業務執行に関する施策については、最高経営責任者である代表取締役社長、専務以下の取締役、事業本部長等の執行役員10名及び常勤監査役をメンバーとする執行役員会で、さまざまな角度から課題に対する議論と検討を加える体制としております。

<監査役・監査役会>

監査役は4名で、社外監査役2名、社内出身の常勤監査役2名です。監査役会は2ヵ月に1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役及び監査役会に専任のスタッフ1名を配置しております。

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、各取締役や内部監査部門等からその職務の執行状況聴取、本社及び主要な事業所の往査、子会社の調査を実施しております。また事業報告の監査、会計監査人から監査報告を受け、計算書類、連結計算書類及び附属明細書につき検討を行うほか、代表取締役との定例意見交換会（6ヵ月に1回）を実施しております。

< 報酬諮問委員会 >

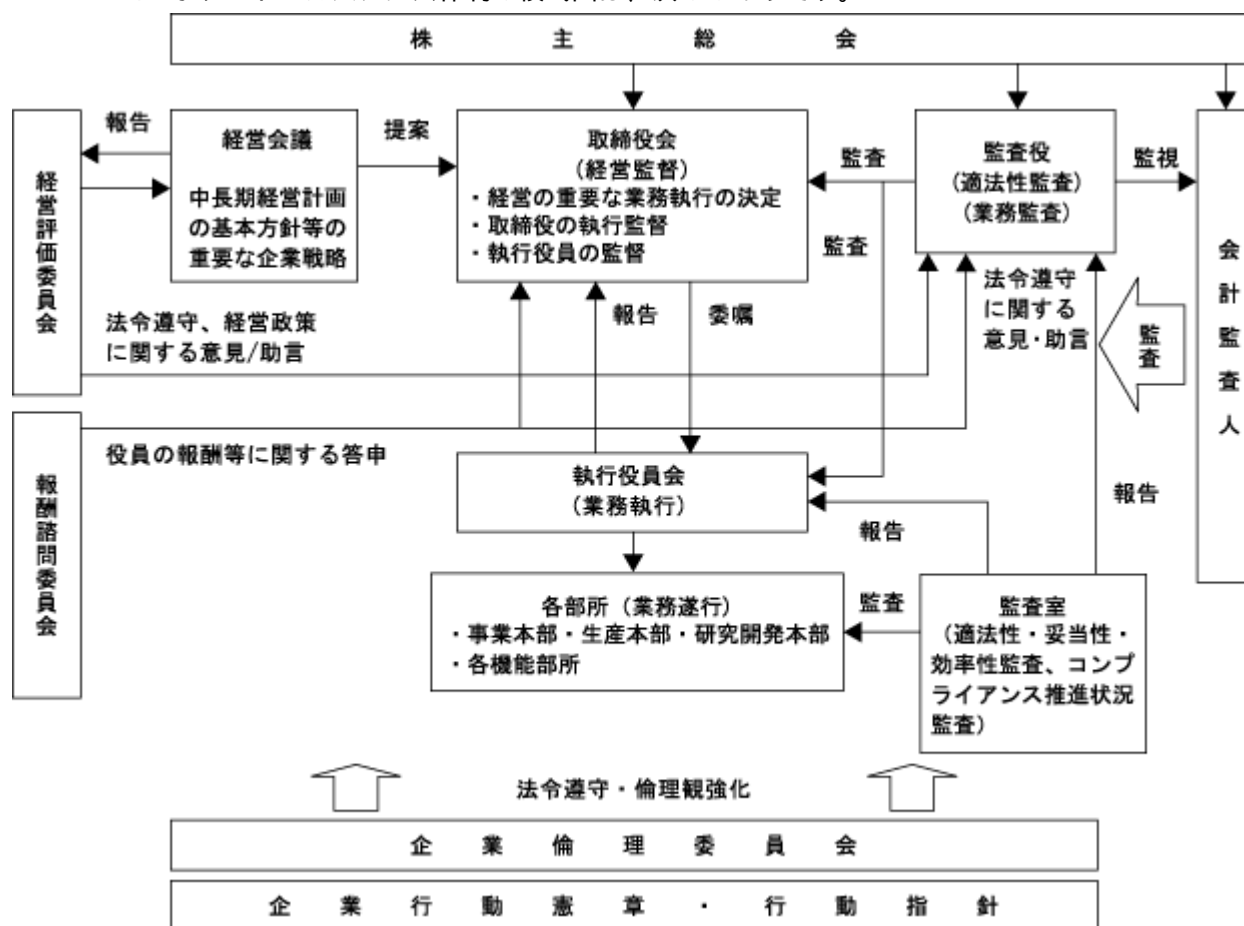
社外取締役 2 名及び社外監査役 2 名で構成する「報酬諮問委員会」を平成18年12月27日付けで新設いたしました。

同委員会の「取締役及び執行役員の報酬体系、水準、賞与に係る業績指標と算定方法等の基本的考え方」及び「監査役の報酬体系、水準の基本的考え方」についての答申に基づき、取締役、監査役及び執行役員の報酬体系を改定することとし、平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会の決議を経て、平成19年12月期より新報酬体系へ移行することといたしました。（新報酬体系の概要は、後述する(4)役員報酬の内容 <平成19年12月期以降の役員報酬体系>をご参照下さい。）

< 経営評価委員会 >

社外有識者 8 名からなる経営評価委員会を年 2 回開催し、コーポレート・ガバナンス体制のあり方、事業開発・製品開発の方向性、CSR(企業の社会的責任)の考え方等、全般経営課題に関する委員の意見を経営に反映させております。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



(3) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の体制を整備しております。

なお、金融商品取引法における財務報告に係る内部統制システムにつきましては、取締役社長の指示の下、専任プロジェクトにより社内整備を進めております。

<取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

基本的考え方

- 平成15年1月1日に制定した当社グループの「ライオン企業行動憲章」、「行動指針」をコンプライアンス体制の基盤とする。
- ライオン企業行動憲章の精神を代表取締役社長が繰り返し役員・従業員に伝えることにより、企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

コンプライアンス体制

- 取締役会で選定した企業倫理担当役員を委員長とする当社グループ全体に係る企業倫理委員会を設置し、企業倫理意識の浸透・定着のための具体的施策を推進する。ライオン企業行動憲章・行動指針に反する事態が生じ、企業倫理委員会が必要と認めたときは、外部専門家（弁護士、公認会計士等）を委員とする倫理調査委員会を設け事態の解決・収拾を図る仕組みを採用する。
- 企業倫理担当役員の下に企業倫理専任部長を置き、コンプライアンス体制の整備・維持を図るとともに、当社グループの各部所における必要な研修を行う。あわせて人事部は階層別教育において必要な研修を行う。また、各部所は関連法規に従った規程・マニュアルを策定し、これに従い業務を実行する。
- 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を置く。
- 法令遵守及び経営政策に関する第三者の意見・助言を経営に反映させるため、社外有識者により構成する経営評価委員会を設置する。
- 内部監査部門として監査室を置く。
- 監査室員、企業倫理専任部長、経営企画部員、法務部員及び監査役は、日ごろから連携し当社グループのコンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握に努める。
- 監査役は当社グループのコンプライアンス体制及び次項第3号に定める社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、企業倫理担当役員に意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
- 従業員の法令・定款違反行為については就業規則に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については企業倫理委員会が取締役会に具体的な処分を答申する。

有事の対応

- 法規・社会的責任に関わる緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システムに従い、当該発生事実を総務部長が社長、企業倫理担当役員及び監査役へ報告するとともに、社長を議長とする緊急対策協議会もしくは担当部所長は事態の適正な収拾、再発防止策の立案、執行役員会・取締役会への報告を行う。

- ・ グループ各社の担当役員及び従業員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合も、前号と同様に対処する。
- ・ 上記 ・ の他、当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムとして、企業倫理専任部長及び社外弁護士を直接の情報受領者とする「心のホットライン」を整備し、別に定める要領にもとづきその運用を行う。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

- ・ 代表取締役及び業務執行取締役は、法令に従い自己の職務の執行状況を取締役に報告する。
- ・ 社長は、情報管理規程に取締役の職務の執行に係る情報の作成、保存及び管理に関する事項を定める。
- ・ 取締役は、情報管理規程に従い、職務の執行に係る情報を保存する。
- ・ 取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧または謄写できる。

<損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

平時の対応

- ・ 経営企画部担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、経営企画部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ・ 監査室は当社グループ各部所毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を執行役員会、取締役会に報告する。
- ・ 平時において、各部所はその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの低減等に取り組むとともに、事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、それぞれ担当取締役が対応策を検討し、経営会議、執行役員会で審議しリスク管理を行う。
- ・ 環境、品質責任、事故・災害に関するリスクについては、それぞれ環境保全推進委員会、CS/PL委員会、安全防災会議において事前に対応策を検討、必要に応じて執行役員会で審議し、リスク管理を行う。
- ・ 各工場においては、ISO14001の認証を受け、品質管理及び環境保全に積極的に取り組む。

有事の対応

天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システム（地震については地震災害対策マニュアル）に従い、当該発生事実を社長・監査役等へ報告するとともに、関連部所長は情報収集、対応方針の決定、原因究明、対応策の決定、執行役員会・取締役会への報告を行う。

<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

意思決定ルール

- ・ 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。なお、緊急の意思決定を要する場合に限り、法令に従い書面等にて取締役会決議を行うことができるものとする。
- ・ また迅速な業務執行と取締役会の機能をより強化するために、全執行役員が出席する執行役員会を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的な事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ・ 当社グループ全体の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項については、事前に専務取締役以上によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行うものとする。

取締役会の基本的位置付け

- ・ 取締役会は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標にもとづく経営計画を策定する。
- ・ 取締役会は、経営計画を具体化するため、経営計画にもとづき、事業計画、経営予算を設定する。マーケティング投資、研究開発投資、設備投資、新規事業投資についても経営計画を基準に配分する。
- ・ 取締役会は、重要事項に係る各機関、本部長、部所長の決裁権限基準を定める。
- ・ 取締役会は、毎月、月度業績をレビューし、各担当取締役に目標と実績の差異要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

業務推進体制

- ・ 各部門、部所を担当する取締役は、当該部門等が実施すべき具体的な施策を含めた効率的な業務推進体制を決定する。
- ・ 月度業績はITを活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、各担当取締役及び取締役会に報告する。
- ・ 上記の決定を受け、各担当取締役は業務遂行体制をより効率的なものとするため、必要に応じ改善する。

<当社グループにおける業務の適正を確保するための体制>

当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会または執行役員会の承認を受けるものとする。

当社監査室が当社グループ各社に対する内部監査を実施する。

監査室員、企業倫理専任部長、経営企画部員、法務部員及び監査役は、日ごろから連携し当社グループ各社のコンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握に努める。

当社グループ各社に当社から監査役を派遣し、当該監査役は法令に従い監査を行う。

グループ各社の担当役員及び従業員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、緊急事態処理システムに従い、総務部長を経由して当該発生事実を当社社長、企業倫理担当役員及び監査役へ報告するとともに、当社社長を議長とする緊急対策協議会もしくは担当部所長は事態の適正な収拾、再発防止策の立案、執行役員会・取締役会への報告を行う。

当社グループ各社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合は、直ちに当社社長、企業倫理担当役員及び監査役に報告するものとする。企業倫理担当役員は監査役と協議し事態の適正な収拾と再発防止策の立案を行う。

上記のほか、当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報システムとして、企業倫理専任部長及び社外弁護士を直接の情報受領者とする「心のホットライン」を整備し、別に定める要領にもとづきその運用を行う。

<監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項>

監査役会の職務補助に専任する使用人を1名以上監査室に置く。

当該使用人は、職務執行に当たっては監査役会の指揮命令を受け、取締役及び監査室長の指揮命令を受けない。

当該使用人の人事評価・異動・懲戒については監査役会の事前同意を得た上で、機関決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

<取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する事項>

取締役は、監査役会に対して、法令に従い会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告することに加え、次の事項を監査役会に報告することとする。

- ・ 当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実
- ・ 当社グループにおける天災・事故発生等による物理的緊急事態及び法規・社会的責任に関わる緊急事態
- ・ 当社グループにおける内部監査の実施状況
- ・ 当社グループにおける通報システムによる「心のホットラインの通報状況及びその内容
- ・ 執行役員会、製品企画執行役員会の決定事項
- ・ 決裁権限基準にもとづく取締役及び執行役員の決裁事項
- ・ 当社グループ各社の事業概況、当該各社監査役の活動状況
- ・ 当社及び当社グループ各社の重要な会計方針・会計基準の変更ならびにその影響

報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会の協議により決定する。

上記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

< 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 >

監査役会の要請がある場合において取締役会は、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

監査役は、必要に応じて、当社及び当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ陪席することができる。

監査役は、必要に応じて、当社グループ各社の重要情報を閲覧または謄写できる。

監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役及び重要な使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。

監査役会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

(4) 役員報酬の内容

区分	員数	金額	区分	員数	金額
社内取締役	9名	241百万円	社内監査役	2名	69百万円
社外取締役	2名	14百万円	社外監査役	2名	23百万円
合計	11名	256百万円	合計	4名	93百万円

- 1)平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会終結の日の翌日以降に在任していた役員に係る報酬を記載しております。
- 2)使用人兼務取締役はおりません。
- 3)会社法第2条第15号に規定する要件を満たす者を社外取締役と、それ以外の取締役を社内取締役と表示しております。
- 4)会社法第2条第16号に規定する要件を満たす者を社外監査役と、それ以外の監査役を社内監査役と表示しております。
- 5)平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会で決議された賞与（社内取締役9百万円、社外取締役3百万円、社内監査役2百万円、社外監査役4百万円）を含んでおります。
- 6)平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会で決議された退職慰労金（社内監査役29百万円、社外監査役6百万円）を含んでおります。
- 7)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

<平成19年12月期以降の役員報酬体系>

取締役の報酬等

イ) 社内取締役の報酬等

月次固定報酬及び業績や株価に連動する業績連動報酬（賞与及び平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会で退職慰労金制度にかえて導入した株式報酬型ストックオプション、以下同じ。）で構成します。

賞与は、より一層業績に連動させるとともに、透明性を確保するため、連結利益指標に基づき、後記の<平成19年12月期以降の業績に係る役員賞与の算定方法>により算定し、各業務執行取締役に配分することとします。

株式報酬型ストックオプションは、新株予約権の割当てに際しての払込金額を公正な価額とし、当社の取締役が当該金額の払込みにかえて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、新株予約権を行使することができるのは取締役退任後とし、その払込金額を1株当たり1円とします。

ロ) 社外取締役の報酬等

独立性及び中立性を担保するため、月次固定報酬のみとします。

監査役の報酬等

独立性及び中立性を担保するため、月次固定報酬のみとします。

<平成19年12月期以降の業績に係る役員賞与の算定方法>

下記方法に基づき算定の上、支給額を確定し支払います。

支給対象役員

法人税法第34条第1項第3号に定める「業務執行役員」である取締役のみを対象とし、社外取締役及び監査役には支給しない。

総支給額

当該事業年度に係る連結経常利益の1.0%の50%と連結当期純利益の1.5%の50%との合計額（万円未満は切り捨て）を総支給額とし、その上限額を2億円とする。

ただし、連結経常損失、連結当期純損失の場合は、当該損失額を0として算出する。

個別支給額

上記に基づき計算された総支給額を、役位ごとに定めた下記ポイントに役位ごとの当該事業年度末現在在任する取締役員数を乗じた数の総和で除して、ポイント単価を算出する。

各取締役への個別支給額は、役位ごとに定めたポイントにポイント単価を乗じて算出する。

（万円未満は切り捨て）

役位	ポイント	員数	ポイント計
会長・社長	2.059	1	2.059
副社長	1.567	0	0.000
専務取締役	1.418	2	2.836
常務取締役	1.119	6	6.714
取締役	1.000	0	0.000
合計		9	11.609

上記は平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会終了後の取締役の員数で計算しています。

(5) 監査報酬の内容

当社の会計監査人である新日本監査法人に対する報酬

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額 51百万円

上記以外の報酬の金額 0百万円

(6) 会社法第427条第1項に規定する契約

当社は、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役、社外監査役及び会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。（社外監査役及び会計監査人の責任限定契約に関する本定款規定の効力発生日は、会社法施行日（平成18年5月1日）。）

社外取締役2名（平成18年3月30日就任）と平成18年3月30日に締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役が本契約締結日以降当社の社外取締役として職務をなすにつき、善意にして且つ重大な過失なく商法第266条第1項第5号の行為により会社に対して損害賠償責任を負うことになったときは、1,000万円又は以下の各号の金額の合計額のいずれか高い額をもって、社外取締役の会社に対する当該損害賠償責任の限度とする。

1号 責任の原因となった事実が生じた日の属する営業年度又はその前の各営業年度において社外取締役が報酬その他の職務遂行の対価として会社より受け又は受けるべき額の営業年度毎の合計額のうち、最も高い額の2年分に相当する額。

2号 社外取締役が商法第280条ノ21第1項の決議に基づき会社から発行を受けた同法第280条ノ19第1項の権利を社外取締役に就任後行使したときは、行使のときにおける会社の株式の時価より同法第280条ノ20第4項に規定する合計額の1株あたりの額を控除した額に発行を受け又はこれに代えて移転を受けた株式の数を乗じた額、その権利を就任後に譲渡したときはその価額より同条第2項第3号の発行価額を控除した額に譲渡した権利の数を乗じた額。

なお、同社外取締役2名と、上記と同等の責任限定契約を、平成19年3月30日に締結する予定です。

社外監査役2名（平成15年3月28日就任。平成19年3月29日退任。）と、平成18年5月1日に締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役が本契約締結日以降当社の社外監査役として職務をなすにつき、善意にして且つ重大な過失なく会社法第423条第1項の行為により会社に対して損害賠償責任を負うことになったときは、1,000万円又は以下の各号の金額の合計額のいずれか高い額をもって、社外監査役の会社に対する当該損害賠償責任の限度とする。

1号 責任の原因となった事実が生じた日の属する営業年度又はその前の各営業年度において社外監査役が報酬その他の職務遂行の対価として会社より受け又は受けるべき額の営業年度毎の合計額のうち、最も高い額の2年分に相当する額。

2号 社外監査役が商法第280条ノ21第1項の決議に基づき会社から発行を受けた同法第280条ノ19第1項の権利を社外監査役に就任後行使したときは、行使のときにおける会社の株式の時価より同法第280条ノ20第4項に規定する合計額の1株あたりの額を控除した額に発行を受け又はこれに代えて移転を受けた株式の数を乗じた額、その権利を就任後に譲渡したときはその価額より同条第2項第3号の発行価額を控除した額に譲渡した権利の数を乗じた額。

なお、平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会で選任された社外監査役2名と、上記と同等の責任限定契約を、平成19年3月30日に締結する予定です。

会計監査人からの要請に基づき平成18年7月1日に締結した監査契約の責任限定契約条項の内容の概要は次のとおりであります。

会計監査人は、本契約の履行に伴い生じた会社の損害について、会社に悪意又は重大な過失があった場合を除き、6,840万円又は会計監査人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として会社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、会社に対する損害賠償責任の限度とする。

(7) 内部監査及び監査役監査の組織

監査室、監査役会及び会計監査人は、各々年間監査計画を作成し、相互に連携をとっております。

監査室(平成18年12月31日現在6名体制)が年間内部監査計画に基づき、各部所及び関係会社の業務執行状況について、「適法性、妥当性、効率性等」内部統制に関わる監査、コンプライアンス推進状況を監査しております。内部監査の結果は、代表取締役社長、各担当役員及び執行役員会に報告するとともに、監査役会にも報告され、監査役監査との連携を図っております。

監査役は4名で、社外監査役2名、社内出身の常勤監査役2名です。監査役会は2ヵ月に1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役及び監査役会に専任のスタッフ1名を配置しております。

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、各取締役や内部監査部門等からその職務の執行状況聴取、本社及び主要な事業所の往査、子会社の調査を実施しております。また事業報告の監査、会計監査人から監査報告を受け、計算書類、連結計算書類及び附属明細書につき検討を行う他、代表取締役との定例意見交換会(6ヵ月に1回)を実施しております。

(8) 社外取締役及び社外監査役と会社の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

当社における社外取締役は2名です(平成18年3月30日就任)。

当社における社外監査役は2名です(平成15年3月28日就任。平成19年3月29日退任。)

各社外監査役に対して、平成16年3月30日開催の第143期定時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権40個(40,000株)を無償で発行しております。同新株予約権の1株当たり行使価格は、651円、行使可能期間は平成19年4月1日から平成21年3月31日までとするものです。

各社外取締役に対して、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権40個(40,000株)を無償で発行しております。同新株予約権の1株当たり行使価格は、790円、行使可能期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日までとするものです。

また、各社外取締役及び各社外監査役に対して、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議に基づき、従来の退職慰労金制度にかえ、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権1,302個(1,302株)を無償で発行しております。同新株予約権は1株当たり行使価格を1円、行使可能期間は平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定するものであります。

上記の各ストックオプションを除いて、社外取締役、社外監査役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

(9) 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等

当社は新日本監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び証券取引法に基づく会計監査を実施しております。

当期において業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員：矢部 雅弘

指定社員 業務執行社員：田中 宏和

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 15名 会計士補 13名 その他 4名

(10) 信託型ライツプラン導入に伴うコーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会において決議された当社取締役会の事前の賛同を得ない特定の株主による当社株券等の保有割合が20%を超える結果となる、当社株券等の取得や買収提案への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツプラン(以下「信託型ライツプラン」といいます。)を導入いたしました。

信託型ライツプランは、当社があらかじめ信託銀行に対して新株予約権を発行し、将来当社や当社のステークホルダーの利益を害する買収が行われた場合には、信託銀行から受益者である全株主に対して新株予約権が交付され、当該買収者とその一定範囲の関係者等以外の全株主が新株予約権を行使して極めて低い価額で当社普通株式を取得することができるようにする仕組みです。(平成18年4月3日に三菱UFJ信託銀行株式会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社との共同受託)を受託者として設定した金銭の信託を割当先として、新株予約権6億個(新株予約権1個につき当社普通株式1株)を無償で発行いたしております。)

当社の信託型ライツプランは、合理的な範囲で利用されるよう、以下の仕組みを備えております。

- () 新株予約権の無償発行に際して株主総会の特別決議(平成18年3月30日決議)
- () 新株予約権の行使期間を原則として3年とし、3年経過後において信託型ライツプランを継続する場合には再度株主総会の決議を経るという3年間のサンセット条項の設定
- () 取締役会(買収者により選任された取締役により構成される取締役会も含む。)は、買収者が一定割合の当社株式を保有するまでの間、いつでもこれを消却できるという新株予約権の消却可能性の設定
- () 買収提案が当社や当社の株主等の利益を害することがない場合等の、新株予約権を行使することができない客観的条件の設定
- () 当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役により構成される企業統治委員会が、買収提案の内容についての情報収集、検討を行い、信託型ライツプラン発動の必要性の有無等について取締役会に勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限に尊重する仕組み

(11)その他

当社は、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議により、取締役は11名以内とする旨を定款に定めております。

当社は、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議により、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定めることができる旨及び同条第1項第2号から第4号までに掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない旨を定款に定めております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第145期事業年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第146期事業年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)及び第145期事業年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)ならびに当連結会計年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)及び第146期事業年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本監査法人の監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成17年12月31日)		当連結会計年度 (平成18年12月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1 現金及び預金	3 6		15,943		26,995	
2 受取手形及び売掛金			68,282		64,138	
3 有価証券			500			
4 たな卸資産			27,399		26,387	
5 繰延税金資産			3,038		3,491	
6 その他			4,258		3,867	
7 貸倒引当金			1,721		1,870	
流動資産合計			117,699	47.2	123,008	49.9
固定資産						
(1) 有形固定資産						
1 建物及び構築物	2	63,506		59,160		
減価償却累計額		41,362	22,143	37,750	21,410	
2 機械装置及び運搬具	2	121,609		110,787		
減価償却累計額		99,064	22,545	91,851	18,936	
3 土地	2		19,726		18,824	
4 建設仮勘定			1,297		3,401	
5 その他		18,708		18,393		
減価償却累計額		15,850	2,857	15,359	3,033	
有形固定資産合計			68,570	27.5	65,606	26.7
(2) 無形固定資産						
1 のれん					1,026	
2 連結調整勘定			1,154			
3 商標権			7,236		6,361	
4 その他			2,090		2,040	
無形固定資産合計			10,481	4.2	9,428	3.8
(3) 投資その他の資産						
1 投資有価証券	1		35,277		26,853	
2 長期貸付金			302		370	
3 前払年金費用			3,727		9,766	
4 繰延税金資産			12,250		10,272	
5 その他			1,229		1,181	
6 貸倒引当金			235		160	
投資その他の資産合計			52,552	21.1	48,282	19.6
固定資産合計			131,604	52.8	123,318	50.1
資産合計			249,303	100.0	246,327	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成17年12月31日)		当連結会計年度 (平成18年12月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
流動負債						
1 支払手形及び買掛金	2 6		53,995		50,185	
2 短期借入金	2		8,088		7,612	
3 未払金及び未払費用	2		31,322		33,592	
4 未払法人税等			1,371		2,121	
5 引当金						
イ 返品調整引当金		788		940		
ロ 販売促進引当金		710		215		
ハ 役員賞与引当金			1,498	50	1,206	
6 その他			5,126		3,657	
流動負債合計			101,402	40.7	98,375	39.9
固定負債						
1 長期借入金			6,284		13,599	
2 引当金						
イ 退職給付引当金		24,868		23,687		
ロ 役員退職慰労引当金		910	25,779	526	24,214	
3 その他			3,944		5,004	
固定負債合計			36,008	14.4	42,818	17.4
負債合計			137,411	55.1	141,193	57.3
(少数株主持分)						
少数株主持分			2,789	1.1		
(資本の部)						
資本金			34,433	13.8		
資本剰余金			31,584	12.7		
利益剰余金			51,834	20.8		
その他有価証券評価差額金			7,654	3.1		
為替換算調整勘定			38	0.0		
自己株式	7		16,443	6.6		
資本合計			109,103	43.8		
負債、少数株主持分 及び資本合計			249,303	100.0		

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成17年12月31日)		当連結会計年度 (平成18年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
1				34,433	14.0
2				31,499	12.8
3				46,600	18.9
4				15,913	6.5
株主資本合計				96,620	39.2
評価・換算差額等					
1				4,727	1.9
2				3	0.0
3				433	0.2
評価・換算差額等合計				5,157	2.1
少数株主持分				3,354	1.4
純資産合計				105,133	42.7
負債純資産合計				246,327	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高			331,798	100.0		330,380	100.0
売上原価			162,838	49.1		165,418	50.1
売上総利益			168,959	50.9		164,961	49.9
1 返品調整引当金繰入額			788	0.2		939	0.3
2 返品調整引当金戻入額			473	0.1		788	0.3
差引売上総利益			168,644	50.8		164,810	49.9
販売費及び一般管理費							
1 販売奨励費		14,307			14,660		
2 販売促進引当金繰入額		710			215		
3 販売促進費		58,538			63,753		
4 運賃保管料		17,528			16,549		
5 広告宣伝費		23,752			22,393		
6 給料諸手当		14,898			14,729		
7 役員退職慰労引当金 繰入額		187			119		
8 退職給付費用		1,711			366		
9 減価償却費		1,426			1,789		
10 連結調整勘定償却額		130					
11 のれん償却額					117		
12 研究開発費	1	8,506			7,922		
13 役員賞与引当金繰入額					50		
14 貸倒引当金繰入額					106		
15 その他		20,878	162,577	49.0	21,693	164,467	49.8
営業利益			6,066	1.8		343	0.1
営業外収益							
1 受取利息		37			49		
2 受取配当金		408			475		
3 持分法による投資利益		1,768			1,555		
4 手数料収入		229			258		
5 為替差益		82			192		
6 その他		561	3,088	1.0	451	2,983	0.9
営業外費用							
1 支払利息		255			344		
2 たな卸資産処分損		297			312		
3 その他		86	640	0.2	242	899	0.3
経常利益			8,514	2.6		2,427	0.7

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
特別利益							
1 固定資産処分益	2	880			5,887		
2 投資有価証券売却益		5			8,387		
3 役員退職慰労引当金 戻入額					126		
4 貸倒引当金戻入額		85					
5 その他		37	1,009	0.3	712	15,114	4.6
特別損失							
1 固定資産処分損	3	697			1,027		
2 工場閉鎖損失					1,644		
3 早期退職制度関連費用					958		
4 減損損失	4				481		
5 投資有価証券評価損		3			3		
6 その他		84	786	0.3	406	4,521	1.4
税金等調整前当期純利益			8,737	2.6		13,020	3.9
法人税、住民税 及び事業税		1,710			2,532		
法人税等調整額		1,606	3,316	0.9	4,660	7,193	2.2
少数株主利益						287	0.0
少数株主損失			51	0.0			
当期純利益			5,473	1.7		5,540	1.7

【連結剰余金計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高			31,549
資本剰余金増加高			
自己株式処分差益		34	34
資本剰余金期末残高			31,584
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高			48,992
利益剰余金増加高			
1 持分法適用会社増加 による増加高		97	
2 連結子会社増加による 増加高		33	
3 当期純利益		5,473	5,603
利益剰余金減少高			
1 配当金		2,259	
2 役員賞与 (うち監査役分)		55 (10)	
3 持分法適用会社 増加による減少高		417	
4 連結子会社増加による 減少高		28	
5 その他の減少高	1	0	2,761
利益剰余金期末残高			51,834

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成17年12月31日残高(百万円)	34,433	31,584	51,834	16,443	101,409
連結会計年度中の変動額					
自己株式の消却		97	7,861	7,959	-
剰余金の配当			2,837		2,837
役員賞与金の支給			73		73
当期純利益			5,540		5,540
自己株式の取得				7,860	7,860
自己株式の処分		12	0	431	443
連結子会社・持分法適用会社減少			0		0
その他			0		0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	-	85	5,234	530	4,788
平成18年12月31日残高(百万円)	34,433	31,499	46,600	15,913	96,620

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成17年12月31日残高(百万円)	7,654	-	38	7,693	2,789	111,892
連結会計年度中の変動額						
自己株式の消却						-
剰余金の配当						2,837
役員賞与金の支給						73
当期純利益						5,540
自己株式の取得						7,860
自己株式の処分						443
連結子会社・持分法適用会社減少						0
その他						0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	2,927	3	394	2,535	565	1,970
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	2,927	3	394	2,535	565	6,758
平成18年12月31日残高(百万円)	4,727	3	433	5,157	3,354	105,133

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		8,737	13,020
減価償却費		9,754	9,634
減損損失			481
退職給付引当金の減少額		3,760	7,636
受取利息及び受取配当金		445	524
支払利息		255	344
固定資産処分損益		183	4,860
投資有価証券売却益		5	8,387
投資有価証券評価損		3	3
持分法による投資利益		1,768	1,555
売上債権の増減額		11,717	4,768
たな卸資産の増減額		1,483	1,520
仕入債務の増減額		6,345	5,183
未払金及び未払費用の増減額		4,198	1,387
その他		191	317
小計		1,725	3,329
利息及び配当金の受取額		1,970	1,962
利息の支払額		262	274
法人税等の支払額		1,568	1,674
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,865	3,343
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の増減額		2,627	57
有価証券の売却による収入			500
有形固定資産の取得による支出		8,943	10,034
有形固定資産の売却による収入		1,899	7,738
無形固定資産の取得による支出		805	570
投資有価証券の取得による支出		4,562	2,412
投資有価証券の売却による収入		506	14,242
子会社株式の取得による支出		0	3
子会社株式の売却による収入			315
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入			419
貸付による支出		153	170
貸付金の回収による収入		188	143
その他		18	982
投資活動によるキャッシュ・フロー		9,262	11,092

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入		6,473	6,460
短期借入金の返済による支出		5,688	7,046
長期借入れによる収入			7,500
長期借入金の返済による支出		78	200
コマーシャルペーパーの発行による収入		15,448	26,054
コマーシャルペーパーの償還による支出		15,448	26,019
単元未満自己株式の売買による収入 及び支出		177	86
自己株式の処分による収入		920	342
自己株式の取得による支出		605	7,672
配当金の支払額		2,260	2,835
少数株主への配当金の支払額		98	107
その他		0	
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,514	3,610
現金及び現金同等物に係る換算差額		130	168
現金及び現金同等物の増減額		8,781	10,994
現金及び現金同等物の期首残高		24,480	15,788
新規連結に伴う現金及び現金同等物 の増加額		89	
現金及び現金同等物の期末残高		15,788	26,782

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社は23社であります。 連結子会社名は、「第1 企業の概況」の4 関係会社の状況に記載しているため省略しました。 なお、当連結会計年度から獅王工業股份有限公司及び獅王日化貿易(上海)有限公司の重要性が増したため連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社はウェルパックイノベーションズ(株)等であります。 なお、非連結子会社 6 社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の連結財務諸表に与える影響が軽微なため連結の範囲から除外しております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社は21社であります。 連結子会社名は、「第1 企業の概況」の4 関係会社の状況に記載しているため省略しました。 なお、シーコムス(株)は当連結会計年度において清算終了したため、またライオンビルメンテナンス(株)はすべての株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社はイースタンシリケート(株)等であります。 なお、非連結子会社 5 社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の連結財務諸表に与える影響が軽微なため連結の範囲から除外しております。</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社数は 4 社であります。 主要な会社等の名称 イースタンシリケート(株) ウェルパックイノベーションズ(株)</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社数は 8 社であります。 主要な会社等の名称 ライオン・アクゾ(株) ブリストルマイヤーズ・ライオン(株) なお、プラネット物流(株)、ピーティールイオンウイングスを当連結会計年度より重要性が増したため持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 武州運輸倉庫(株) 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p> <p>(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該持分法適用会社の事業年度にかかる財務諸表を基礎として持分法を適用しております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社数は3社であります。 主要な会社等の名称 イースタンシリケート(株) なお、泰国獅王企業有限公司の子会社であるウェルパックイノベーションズ(株)は株式譲渡により子会社に該当しなくなったため、持分法の適用の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社数は 8 社であります。 主要な会社等の名称 ライオン・アクゾ(株) ブリストルマイヤーズ・ライオン(株)</p> <p>(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 イフケミカルズ(株) 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p> <p>(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該持分法適用会社の事業年度にかかる財務諸表を基礎として持分法を適用しております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は12月31日(連結決算日)であります。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <p>a 満期保有目的の債券...償却原価法(定額法)</p> <p>b その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 主として移動平均法による原価法</p> <p>デリバティブ.....時価法</p> <p>たな卸資産 商品・製品.....主として先入先出法による原価法</p> <p>原材料・仕掛品・貯蔵品...主として移動平均法による原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 原則として定率法を採用しておりますが、一部の連結子会社では定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 3年～50年 機械装置及び運搬具 7年、9年、11年</p> <p>無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 提出会社及び国内連結子会社においては、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。</p> <p>返品調整引当金 提出会社は、商品・製品の期末日後の返品に備えるため、返品による損失見込額を計上しております。</p> <p>販売促進引当金 当連結会計年度の売上にかかわる割戻金等の将来の支払いに充てるため、代理店・販売店への当連結会計年度の売上にかかわる割戻金等の支払見積額を計上しております。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券</p> <p>a 満期保有目的の債券...同左</p> <p>b その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ.....同左</p> <p>たな卸資産 商品・製品.....同左</p> <p>原材料・仕掛品・貯蔵品...同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>返品調整引当金 商品・製品の当連結会計年度末日後の返品に備えるため、返品による損失見込額を計上しております。</p> <p>販売促進引当金 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により発生年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、主として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。 退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。 なお、提出会社においては、株式報酬型ストックオプションの導入に伴い、平成18年3月30日以降新たな引当を停止しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>										
<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 主として繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。 ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">ヘッジ手段</td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">ヘッジ対象</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">為替予約</td> <td style="text-align: center;">外貨建予定取引</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金利スワップ</td> <td style="text-align: center;">借入金の金利</td> </tr> </table> <p>ヘッジ方針 主として社内管理制度に基づき、提出会社経理部及び各子会社管理部門にて為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	為替予約	外貨建予定取引	金利スワップ	借入金の金利	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 同左</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">ヘッジ手段</td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">ヘッジ対象</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">為替予約</td> <td style="text-align: center;">外貨建予定取引</td> </tr> </table> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>(7) 消費税等の会計処理方法 同左</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	為替予約	外貨建予定取引
ヘッジ手段	ヘッジ対象										
為替予約	外貨建予定取引										
金利スワップ	借入金の金利										
ヘッジ手段	ヘッジ対象										
為替予約	外貨建予定取引										
<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。</p>	<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p>										
<p>6 連結調整勘定の償却に関する事項 連結調整勘定の償却については、合理的に見積り可能なものはその見積り年数(10年)で均等償却し、重要性の乏しいものについては発生時に償却しております。</p>	<p>6 のれんの償却に関する事項 のれんの償却については、合理的に見積り可能なものはその見積り年数(10年)で均等償却し、重要性の乏しいものについては発生時に償却しております。</p>										
<p>7 利益処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中の確定した利益処分に基づいて作成しております。</p>											
<p>8 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>8 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>										

会計方針の変更

前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当社及び国内連結子会社においては、役員賞与について従来利益処分により未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)に従い、発生時に費用処理しております。これにより従来の場合と比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ26百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。</p> <p>(連結貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は101,781百万円であります。</p>

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
	<p>(連結貸借対照表) 前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました在外連結子会社での「役員賞与引当金」については、当連結会計年度より当社及び国内連結子会社での計上分と合わせて区分掲記して表示しております。 なお、前連結会計年度の「役員賞与引当金」は、24百万円であります。</p> <p>(連結損益計算書) 前連結会計年度まで販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました在外連結子会社での「役員賞与引当金繰入額」については、当連結会計年度より当社及び国内連結子会社での計上分と合わせて区分掲記して表示しております。 なお、前連結会計年度の「役員賞与引当金繰入額」は、24百万円であります。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成17年12月31日)		当連結会計年度 (平成18年12月31日)																															
1 非連結子会社及び関連会社に関するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 6,808百万円		1 非連結子会社及び関連会社に関するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 6,570百万円																															
2 担保に供している資産は次のとおりであります。 (単位：百万円)		2 担保に供している資産は次のとおりであります。 (単位：百万円)																															
土地	323	土地	327																														
建物及び構築物	1,417	建物及び構築物	1,626																														
機械装置及び運搬具	429	機械装置及び運搬具	549																														
合計	2,170	合計	2,503																														
担保付債務は次のとおりであります。		担保付債務は次のとおりであります。																															
短期借入金	324	短期借入金	328																														
支払手形及び買掛金他	259	支払手形及び買掛金他	272																														
合計	583	合計	600																														
3 このほかに受取手形裏書譲渡高44百万円があります。		3 このほかに受取手形裏書譲渡高43百万円があります。																															
4		4 輸出手形買取未決済高 121百万円																															
5 偶発債務		5 偶発債務																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保証先</th> <th>保証債務額</th> </tr> <tr> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピーティーライオンウイングス</td> <td>1,940</td> </tr> <tr> <td>武州運輸倉庫(株)</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>その他関係会社3社</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>736</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,406</td> </tr> </tbody> </table>		保証先	保証債務額	金額(百万円)	ピーティーライオンウイングス	1,940	武州運輸倉庫(株)	710	その他関係会社3社	17	その他	1	従業員	736	計	3,406	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保証先</th> <th>保証債務額</th> </tr> <tr> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピーティーライオンウイングス</td> <td>2,415</td> </tr> <tr> <td>武州運輸倉庫(株)</td> <td>624</td> </tr> <tr> <td>その他関係会社3社</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>530</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,591</td> </tr> </tbody> </table>		保証先	保証債務額	金額(百万円)	ピーティーライオンウイングス	2,415	武州運輸倉庫(株)	624	その他関係会社3社	3	その他	17	従業員	530	計	3,591
保証先	保証債務額																																
	金額(百万円)																																
ピーティーライオンウイングス	1,940																																
武州運輸倉庫(株)	710																																
その他関係会社3社	17																																
その他	1																																
従業員	736																																
計	3,406																																
保証先	保証債務額																																
	金額(百万円)																																
ピーティーライオンウイングス	2,415																																
武州運輸倉庫(株)	624																																
その他関係会社3社	3																																
その他	17																																
従業員	530																																
計	3,591																																
(注) 上記保証債務は、保証先の借入金及びリース債務に対するものであります。		(注) 上記保証債務は、保証先の借入金及びリース債務に対するものであります。																															
6 当連結会計年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 2,858百万円 支払手形 1,082百万円		6 当連結会計年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 2,249百万円 支払手形 1,156百万円																															
7 当連結会計年度末に保有する自己株式 普通株式 30,039千株 なお、提出会社の発行済株式総数は普通株式313,515千株であります。		7																															

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)																						
1 一般管理費に含まれる研究開発費は、8,506百万円です。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。	1 一般管理費に含まれる研究開発費は、7,922百万円です。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。																						
2 このうち主なものは、次のとおりであります。 福岡支社売却益 525百万円 九州工場売却益 232	2 このうち主なものは、次のとおりであります。 名古屋オフィス売却益 5,526百万円																						
3 このうち主なものは、次のとおりであります。 機械装置及び運搬具処分損 331百万円 土地売却損 156	3 このうち主なものは、次のとおりであります。 機械装置及び運搬具処分損 681百万円																						
4	<p>4 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生産設備等</td> <td style="text-align: center;">建物及び構築物</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">静岡県磐田市</td> <td style="text-align: center;">63</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">63</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">賃貸不動産</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">兵庫県西宮市</td> <td style="text-align: center;">71</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遊休資産</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">香川県坂出市</td> <td style="text-align: center;">284</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">481</td> </tr> </tbody> </table> <p>提出会社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業部毎の資産を基本単位としてグルーピングを行っております。 生産設備等については食品業界での競合との競争激化や販売単価の下落に伴い収益が悪化したこと等から、また賃貸不動産、遊休資産については帳簿価額に比べ市場価格が著しく下落していること等から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、これら当該減少額を減損損失(481百万円)として計上いたしました。 なお、当該資産の回収可能性は正味売却価額により測定しており、その時価は路線価等を基にした売却見込額により合理的に算出しております。</p>	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)	生産設備等	建物及び構築物	静岡県磐田市	63	機械装置及び運搬具	63	賃貸不動産	土地	兵庫県西宮市	71	遊休資産	土地	香川県坂出市	284	合計			481
用途	種類	場所	減損損失 (百万円)																				
生産設備等	建物及び構築物	静岡県磐田市	63																				
	機械装置及び運搬具		63																				
賃貸不動産	土地	兵庫県西宮市	71																				
遊休資産	土地	香川県坂出市	284																				
合計			481																				

(連結剰余金計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1 利益剰余金減少高のその他の減少高は、中国会計基準に基づく中国子会社の利益金処分額(従業員奨励福利基金)であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	313,515,346		14,400,000	299,115,346

(変動事由の概要)

自己株式の消却により14,400,000株減少しております。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	30,039,865	14,178,338	15,243,565	28,974,638

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取り請求による増加 278,338株

定款の定めに基づく自己株式の取得による増加 13,900,000株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 156,565株

ストックオプションの行使による減少 687,000株

自己株式の消却による減少 14,400,000株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	
提出会社	平成18年3月30日決議信託型 ライツプラン新株予約権	普通株式		600,000,000		600,000,000
合計				600,000,000		600,000,000

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動事由の概要

新株予約権の増加は、発行によるものです。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年3月30日 定時株主総会	普通株式	1,417	5.00	平成17年12月31日	平成18年3月31日
平成18年8月1日 取締役会	普通株式	1,419	5.00	平成18年6月30日	平成18年9月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年2月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,350	5.00	平成18年12月31日	平成19年3月5日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 現金及び預金勘定 15,943 有価証券勘定 500 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 154 取得日から償還日までの期間が3ヵ月を超える債券 500 合計 15,788	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 現金及び預金勘定 26,995 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 212 合計 26,782

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)					当連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記					リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記				
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額					1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				
	機械装置 及び運搬具 (百万円)	有形固定 資産 「その他」 (百万円)	無形 固定資産 (百万円)	計 (百万円)		機械装置 及び運搬具 (百万円)	有形固定 資産 「その他」 (百万円)	無形 固定資産 (百万円)	計 (百万円)
取得価額相当額	80	1,623	196	1,900	取得価額相当額	90	1,595	228	1,914
減価償却累計額相当額	31	839	107	978	減価償却累計額相当額	30	921	161	1,113
期末残高相当額	48	783	89	921	期末残高相当額	59	673	67	800
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。					なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。				
2 未経過リース料期末残高相当額					2 未経過リース料期末残高相当額				
1年以内				368百万円	1年以内				336百万円
1年超				553	1年超				464
合計				921	合計				800
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。					なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。				
3 支払リース料及び減価償却費相当額					3 支払リース料及び減価償却費相当額				
支払リース料				472百万円	支払リース料				408百万円
減価償却費相当額				472	減価償却費相当額				408
4 減価償却費相当額の算定方法					4 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 によっております。					リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 によっております。				
(減損損失について)					(減損損失について)				
リース資産に配分された減損損失はありませんので、 項目等の記載は省略しております。					リース資産に配分された減損損失はありませんので、 項目等の記載は省略しております。				

[次へ](#)

(有価証券関係)

(前連結会計年度)

(1) その他有価証券で時価のあるもの(平成17年12月31日)

種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	14,097	27,088	12,990
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	0	0	0
合計	14,098	27,088	12,990

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
5	5	

(3) 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成17年12月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)
1 満期保有目的の債券 非上場円建外債	500
2 その他有価証券 非上場株式	1,378

(4) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額(平成17年12月31日)

種類	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
その他有価証券 国債				
小計				
満期保有目的の債券 非上場円建外債	500			
地方債			2	
小計	500		2	
合計	500		2	

(当連結会計年度)

(1) その他有価証券で時価のあるもの(平成18年12月31日)

種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの 株式	9,556	17,723	8,166
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの 株式	1,283	1,166	117
合計	10,840	18,889	8,048

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
14,242	8,387	

(3) 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年12月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	1,391

(4) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額(平成18年12月31日)

種類	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
その他有価証券 国債				
小計				
満期保有目的の債券 非上場円建外債 地方債			2	
小計			2	
合計			2	

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
<p>1 取引の内容及び利用目的 通常の外貨建取引の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。また、調達資金の金利変動リスクを軽減する為、金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>2 取引に対する取組方針 債権債務の残高及び通常の外貨建取引に係る実績等を踏まえ、必要な範囲内でデリバティブ取引を利用することとしております。なお、投機目的の為のデリバティブ取引は利用しない方針であります。</p> <p>3 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しており、また金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の金融機関等である為、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>4 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理は、社内管理制度に基づき提出会社経理部及び各子会社管理部門にて行っております。</p>	<p>1 取引の内容及び利用目的 通常の外貨建取引の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。</p> <p>2 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の金融機関等である為、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>4 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

2 取引の時価等に関する事項

(前連結会計年度)

ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いているため、該当事項はありません。

(当連結会計年度)

ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いているため、該当事項はありません。

[次へ](#)

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

提出会社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、割増退職金等を支払う場合があります。

主な制度としては、提出会社が加入するライオン企業年金基金、国内連結子会社4社が加入する適格退職年金制度があります。また、退職一時金制度は提出会社のほかに11社が有しております。

なお、提出会社においては退職給付信託を設定しております。

提出会社は厚生年金基金の代行部分について、平成15年8月13日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。また、平成16年4月に退職給付制度の改定を決定し、同年7月よりキャッシュバランスプラン(市場金利連動型年金)に移行しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成17年12月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成18年12月31日) (百万円)
イ 退職給付債務	71,300	69,784
ロ 年金資産	65,390	68,508
ハ 未積立退職給付債務(イ + ロ)	5,910	1,275
ニ 未認識数理計算上の差異	10,147	9,080
ホ 未認識過去勤務債務(債務の減額)	5,093	3,565
ヘ 未認識年金資産	20,285	
ト 連結貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	21,141	13,921
チ 前払年金費用	3,727	9,766
リ 退職給付引当金(ト - チ)	24,868	23,687

前連結会計年度
(平成17年12月31日)

(注) 1 提出会社が加入するライオン企業年金基金及び提出会社が有する退職一時金制度については原則法を採用し、連結子会社4社が加入する適格年金及び連結子会社12社が有する退職一時金制度については簡便法を採用しております。

当連結会計年度
(平成18年12月31日)

(注) 1 提出会社が加入するライオン企業年金基金及び提出会社が有する退職一時金制度については原則法を採用し、連結子会社4社が加入する適格年金及び連結子会社11社が有する退職一時金制度については簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日) (百万円)
イ 勤務費用(注) 1	2,169	2,229
ロ 利息費用	1,742	1,705
ハ 期待運用収益	635	824
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	762	443
ホ 過去勤務債務の費用処理額	1,528	1,528
ヘ 臨時に支払った割増退職金(注) 2		994
ト 確定拠出年金への掛金拠出額	40	62
チ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	2,550	2,195

前連結会計年度
(自 平成17年1月1日
至 平成17年12月31日)

(注) 1 簡便法を採用している場合の退職給付費用
は「イ 勤務費用」に計上しております。

2

当連結会計年度
(自 平成18年1月1日
至 平成18年12月31日)

(注) 1 同左

2 特別損失中の早期退職制度関連費用及び
その他の一部として計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
ロ 割引率	2.5%	2.5%
ハ 期待運用収益率(注) 1	2.0%	2.0%
ニ 数理計算上の差異の処理年数(注) 2	15年	15年
ホ 過去勤務債務の処理年数(注) 3	5年	5年

前連結会計年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
(注) 1 退職給付信託については、予想配当利回りとしております。	(注) 1 同左
2 発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。	2 同左
3 発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生年度から費用処理しております。	3 同左

[前へ](#)

[次へ](#)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成17年12月31日)	当連結会計年度 (平成18年12月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金損金算入限度超過額 709	貸倒引当金損金算入限度超過額 721
返品調整引当金否認額 320	返品調整引当金否認額 363
販売促進引当金否認額 268	販売促進引当金否認額 65
退職給付引当金損金算入限度超過額 15,870	退職給付引当金損金算入限度超過額 13,759
役員退職慰労引当金否認額 367	役員退職慰労引当金否認額 135
営業権償却超過額 2,078	のれん償却超過額 1,559
減損損失否認額 34	減損損失否認額 32
未払事業税・事業所税 256	工場閉鎖損失否認額 619
繰越欠損金 4,798	未払事業税・事業所税 175
たな卸資産・固定資産の未実現利益 415	繰越欠損金 4,382
その他 2,696	たな卸資産・固定資産の未実現利益 162
繰延税金資産の小計 27,817	その他 2,325
評価性引当額 351	繰延税金資産の小計 24,303
繰延税金資産の合計 27,466	評価性引当額 645
	繰延税金資産の合計 23,657
繰延税金負債	繰延税金負債
租税特別措置法における積立金・準備金 995	租税特別措置法における積立金・準備金 1,808
退職給付信託設定益否認額 5,712	退職給付信託設定益否認額 5,712
海外関係会社留保利益の配当に伴う一時差異 310	海外関係会社留保利益の配当に伴う一時差異 368
その他有価証券評価差額金 5,232	その他有価証券評価差額金 3,193
繰延税金負債の合計 12,251	繰延税金負債の合計 11,082
繰延税金資産の純額 15,214	繰延税金資産の純額 12,575
(注) 流動負債のその他の中に繰延税金負債22百万円、固定負債のその他の中に繰延税金負債51百万円が含まれております。	(注) 流動負債のその他の中に繰延税金負債7百万円、固定負債のその他の中に繰延税金負債1,180百万円が含まれております。

前連結会計年度 (平成17年12月31日)		当連結会計年度 (平成18年12月31日)	
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳 (単位：%)	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳 (単位：%)
	法定実効税率		法定実効税率
	40.7		40.7
	持分法投資利益		持分法投資利益
	8.2		4.9
	交際費等永久に損金に 算入されない項目		交際費等永久に損金に 算入されない項目
	1.7		3.7
	受取配当金等永久に益金に 算入されない項目		受取配当金等永久に益金に 算入されない項目
	0.7		0.6
	繰越欠損により控除される 税金等調整前当期純利益		繰越欠損により控除される 税金等調整前当期純利益
	2.2		4.3
	その他		繰延税金資産を計上していない 未実現利益
	2.3		7.0
	税効果会計適用後の法人税等の 負担率		土地減損損失等
	38.0		0.8
			住民税均等割
			0.5
			その他
			3.7
			税効果会計適用後の法人税等の 負担率
			55.2

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年3月29日	平成14年3月28日	平成15年3月28日	平成16年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役20名、当社従業員411名	当社取締役9名、当社従業員46名	当社従業員38名	当社取締役11名、当社監査役4名、当社従業員1,005名、子会社取締役8名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 5,288,000	普通株式 528,000	普通株式 304,000	普通株式8,092,000
付与日	平成14年1月7日	平成14年6月10日	平成15年4月14日	平成16年4月15日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年3月1日 至 平成20年2月29日	自 平成17年3月1日 至 平成20年2月29日	自 平成18年3月1日 至 平成20年2月29日	自 平成19年4月1日 至 平成21年3月31日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員127名	当社取締役8名、当社従業員106名	当社取締役11名、当社監査役4名、当社従業員(執行役員)10名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 628,000	普通株式 950,000	普通株式 129,753
付与日	平成17年4月14日	平成18年4月13日	平成18年3月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	自 平成18年4月1日 至 平成48年3月31日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年3月29日	平成14年3月28日	平成15年3月28日	平成16年3月30日
権利確定前				
期首(株)	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-
権利確定後				
期首(株)	1,820,000	326,000	304,000	8,092,000
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	456,000	111,000	120,000	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	1,364,000	215,000	184,000	8,092,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月30日
権利確定前			
期首(株)	-	-	-
付与(株)	-	950,000	129,753
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	950,000	129,753
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
期首(株)	628,000	-	-
権利確定(株)	-	950,000	129,753
権利行使(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	628,000	950,000	129,753

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年3月29日	平成14年3月28日	平成15年3月28日	平成16年3月30日
権利行使価格(円)	500	491	496	651
行使時平均株価(円)	757	757	763	-
公正な評価単価(付与日)(円) (注)3	-	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月30日
権利行使価格(円)	635	790	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円) (注)3	-	-	-

(注)1 株式数に換算して記載しております。

- 2 当社の役員等に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- 3 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため記載しておりません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

	家庭品事業 (百万円)	薬品事業 (百万円)	化学品事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	237,241	50,315	33,898	10,343	331,798		331,798
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						()	
計	237,241	50,315	33,898	10,343	331,798	()	331,798
営業費用	228,806	46,695	32,877	10,441	318,821	6,910	325,731
営業利益又は営業損失()	8,434	3,619	1,020	97	12,977	(6,910)	6,066
資産、減価償却費 及び資本的支出							
資産	132,961	40,463	28,695	4,279	206,400	42,902	249,303
減価償却費	7,187	1,365	823	95	9,470	283	9,754
資本的支出	9,418	409	1,029	43	10,900	894	11,794

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

事業区分は製品及び販売市場等の類似性等を考慮の上、行っております。

(家庭品事業) 歯磨、歯刷子、洗濯用洗剤、台所用洗剤、柔軟剤

(薬品事業) 鎮痛解熱剤、点眼剤、外用消炎剤、貼付剤、栄養ドリンク剤、殺虫剤

(化学品事業) 界面活性剤、脂肪酸窒素化合物

(その他の事業) スパイス、ドレッシング、加工調味品、建設請負、建物等保守管理、輸送保管

2 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は6,910百万円であり、当社の総務部門、経理部門等管理部門に係わる費用であります。

3 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は42,902百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係わる資産及び繰延税金資産であります。

当連結会計年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

	家庭品事業 (百万円)	薬品事業 (百万円)	化学品事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	235,020	47,981	32,334	15,044	330,380		330,380
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	10		8,019	6,590	14,620	(14,620)	
計	235,030	47,981	40,353	21,635	345,001	(14,620)	330,380
営業費用	235,366	47,038	40,640	21,606	344,652	(14,614)	330,037
営業利益又は営業損失()	335	943	286	28	349	(5)	343
資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出							
資産	126,765	38,631	41,846	4,164	211,408	34,918	246,327
減価償却費	7,291	1,263	797	123	9,475	158	9,634
減損損失				197	197	284	481
資本的支出	8,080	533	993	38	9,645	503	10,149

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

事業区分は製品及び販売市場等の類似性等を考慮の上、行っております。

(家庭品事業) 歯磨、歯刷子、洗濯用洗剤、台所用洗剤、柔軟剤

(薬品事業) 鎮痛解熱剤、点眼剤、外用消炎剤、貼付剤、栄養ドリンク剤、殺虫剤

(化学品事業) 界面活性剤、脂肪酸窒素化合物

(その他の事業) スパイス、ドレッシング、加工調味品、建設請負、輸送保管

2 営業費用の配賦方法等の変更

当連結会計年度より、従来配賦不能営業費用としてきた管理部門に係わる費用を各セグメントに負担させる方法に変更しております。

平成16年末に取得した新規2事業(一般用医薬品新分野・韓国生活化学品事業)による事業構造変化は、平成17年度の事業別セグメントにおける収益構造に大きな影響を与えました。熾烈なグローバル競争に勝ち残るため、各セグメントにおける利益管理の強化が経営管理上急務になっております。

当連結会計年度より、この経営の要請に応えるセグメント別のコスト管理機能の強化が新会計システムの導入により達成できました。

そのため、従来配賦不能営業費用としてきた管理部門に係わる費用を各セグメントに負担させる方法が、セグメント別の経営成績の実情をより適正に反映させると判断し、この方法に変更しております。

なお、従来の方によった場合は以下のとおりです。

(従来の方)

	家庭品事業 (百万円)	薬品事業 (百万円)	化学品事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	235,020	47,981	32,334	15,044	330,380		330,380
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						()	
計	235,020	47,981	32,334	15,044	330,380	()	330,380
営業費用	229,610	45,644	31,722	15,138	322,115	7,921	330,037
営業利益又は営業損失()	5,409	2,337	612	94	8,264	(7,921)	343

3 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は36,409百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係わる資産及び繰延税金資産であります。

4 役員賞与引当金の設定によりセグメント情報に与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	293,660	38,137	331,798		331,798
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,559	1,498	3,058	(3,058)	
計	295,220	39,636	334,856	(3,058)	331,798
営業費用	289,500	39,363	328,863	(3,132)	325,731
営業利益	5,720	272	5,992	73	6,066
資産	187,808	19,083	206,892	42,411	249,303

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
アジア...中国、韓国、タイ

当連結会計年度(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	284,907	45,473	330,380		330,380
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,615	1,990	3,605	(3,605)	
計	286,522	47,463	333,986	(3,605)	330,380
営業費用	287,107	46,831	333,938	(3,900)	330,037
営業利益又は営業損失()	584	632	47	295	343
資産	194,394	22,325	216,719	29,607	246,327

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
アジア...中国、韓国、タイ

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)

	アジア	その他	計
1 海外売上高(百万円)	41,194	3,849	45,044
2 連結売上高(百万円)			331,798
3 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	12.4	1.2	13.6

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア...中国、韓国、タイ

(2) その他...欧州、北米、その他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当連結会計年度(自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)

	アジア	その他	計
1 海外売上高(百万円)	48,580	4,036	52,616
2 連結売上高(百万円)			330,380
3 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.7	1.2	15.9

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア...中国、韓国、タイ

(2) その他...欧州、北米、その他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (名)	事業上の 関係				
関連会社	ライオン・アクゾ(株)	東京都墨田区	1,000	脂肪酸窒素誘導体の製造販売	直接 50.0	兼任 3 出向 2	脂肪酸窒素誘導体等の購入	脂肪酸窒素誘導体等の購入	5,358	買掛金	2,298
関連会社	プリストルマイヤーズ・ライオン(株)	東京都新宿区	200	医薬品製剤の製造販売	直接 49.0	兼任 6	医薬品製剤の購入	医薬品製剤の購入	14,446	買掛金	7,463

(注) 1 取引条件ないし取引条件の決定方法等

ライオン・アクゾ(株)、プリストルマイヤーズ・ライオン(株)との取引は、原則として市場価格、取引先の総原価及び当社の希望価格に基づいて交渉の上、決定しております。

2 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、債務の金額には消費税等を含んでおります。

当連結会計年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (名)	事業上の 関係				
関連会社	ライオン・アクゾ(株)	三重県四日市市	1,000	脂肪酸窒素誘導体の製造販売	直接 50.0	兼任 3 出向 3	脂肪酸窒素誘導体等の購入	脂肪酸窒素誘導体等の購入	5,080	買掛金	2,067
関連会社	プリストルマイヤーズ・ライオン(株)	東京都新宿区	200	医薬品製剤の製造販売	直接 49.0	兼任 6	医薬品製剤の購入	医薬品製剤の購入	13,392	買掛金	7,009

(注) 1 取引条件ないし取引条件の決定方法等

ライオン・アクゾ(株)、プリストルマイヤーズ・ライオン(株)との取引は、原則として市場価格、取引先の総原価及び当社の希望価格に基づいて交渉の上、決定しております。

2 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、債務の金額には消費税等を含んでおります。

(1 株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	
1 株当たり純資産額	384円60銭	1 株当たり純資産額	376円76銭
1 株当たり当期純利益	19円10銭	1 株当たり当期純利益	19円60銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	19円05銭	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	19円52銭

算定上の基礎

1 1 株当たり純資産額

項 目	前連結会計年度末 (平成17年12月31日)	当連結会計年度末 (平成18年12月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	-	105,133
普通株式に係る純資産額 (百万円)	-	101,778
差額の主な内訳 (百万円)		
少数株主持分	-	3,354
普通株式の発行済株式数 (千株)	-	299,115
普通株式の自己株式数 (千株)	-	28,974
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	-	270,140

2 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益

項 目	前連結会計年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (百万円)	5,473	5,540
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	77	
(うち利益処分による役員賞与金) (百万円)	(77)	()
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	5,395	5,540
普通株式の期中平均株式数 (千株)	282,420	282,721
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
普通株式増加数 (千株)	795	1,101
(うちストックオプション) (千株)	(795)	(1,101)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後 1 株当たり当期純利益 の算定に含めなかった潜在株式の 概要	平成16年 3月30日定時株主総会決議 ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 8,092千株	平成18年 3月30日定時株主総会決議 ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 950千株

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項ありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	8,088	7,612	2.16	
1年以内に返済予定の長期借入金				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	6,284	13,599	1.23	平成20年5月～ 平成23年11月
その他の有利子負債				
コマーシャルペーパー (1年以内返済予定)	198	237	0.31	
長期預り金 (固定負債「その他」)	3,653	3,739	2.17	
合計	18,224	25,188		

- (注) 1 平均利率の算定については、借入金の平均残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金 (百万円)	99	6,000	3,750	3,750

- 3 その他の有利子負債の「長期預り金」は、取引先からの信託金であります。

(2) 【その他】

該当事項ありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	第145期 (平成17年12月31日)		第146期 (平成18年12月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1 現金及び預金		11,678		23,026		
2 受取手形	1 2	10,098		8,765		
3 売掛金	1	48,950		43,238		
4 有価証券		500				
5 商品		5,684		6,653		
6 製品		8,616		7,891		
7 原材料		1,468		1,484		
8 仕掛品		495		658		
9 貯蔵品		924		730		
10 前払費用		400		293		
11 立替金	1	2,234		1,779		
12 繰延税金資産		2,785		3,424		
13 その他	1	1,358		1,949		
14 貸倒引当金		1,653		1,748		
流動資産合計		93,540	43.1	98,149	46.1	
固定資産						
(1) 有形固定資産						
1 建物		42,497		37,493		
減価償却累計額		29,714	12,782	26,204	11,288	
2 構築物		6,172		6,192		
減価償却累計額		4,848	1,323	4,872	1,319	
3 機械及び装置		95,908		87,989		
減価償却累計額		78,472	17,436	73,726	14,262	
4 車輛及び運搬具		387		359		
減価償却累計額		335	52	308	51	
5 工具器具及び備品		16,035		15,625		
減価償却累計額		13,973	2,061	13,354	2,270	
6 土地			11,463		10,664	
7 建設仮勘定			687		439	
有形固定資産合計		45,808	21.1	40,296	19.0	

区分	注記 番号	第145期 (平成17年12月31日)		第146期 (平成18年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(2) 無形固定資産					
1 特許権		400		342	
2 借地権		0			
3 商標権		7,234		6,360	
4 ソフトウェア		1,215		1,012	
5 その他		63		157	
無形固定資産合計		8,914	4.1	7,872	3.7
(3) 投資その他の資産					
1 投資有価証券		27,914		19,463	
2 関係会社株式		15,427		17,895	
3 関係会社出資金		763		703	
4 長期貸付金		105		105	
5 従業員長期貸付金		0			
6 関係会社長期貸付金		8,626		7,750	
7 長期前払費用		162		154	
8 前払年金費用		3,727		9,766	
9 繰延税金資産		11,552		10,027	
10 その他		684		668	
11 貸倒引当金		211		47	
投資その他の資産合計		68,753	31.7	66,487	31.2
固定資産合計		123,475	56.9	114,657	53.9
資産合計		217,016	100.0	212,806	100.0
(負債の部)					
流動負債					
1 支払手形	1	849		963	
2 買掛金	2	45,510		42,496	
3 未払金	1	5,878		4,133	
4 未払費用	1	26,871		26,694	
5 未払法人税等		308		182	
6 預り金	1	7,350		9,304	
7 返品調整引当金		788		894	
8 販売促進引当金		660		160	
9 役員賞与引当金				20	
10 その他		9		13	
流動負債合計		88,225	40.7	84,863	39.9

区分	注記 番号	第145期 (平成17年12月31日)		第146期 (平成18年12月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
固定負債						
1 長期借入金			6,000		13,500	
2 退職給付引当金			22,660		21,589	
3 役員退職慰労引当金			849		298	
4 長期預り金			2,309		3,133	
5 その他			151			
固定負債合計			31,971	14.7	38,521	18.1
負債合計			120,196	55.4	123,385	58.0
(資本の部)						
資本金	3		34,433	15.9		
資本剰余金						
(1) 資本準備金		31,499				
(2) その他資本剰余金						
自己株式処分差益		85				
資本剰余金合計			31,584	14.5		
利益剰余金						
(1) 利益準備金		5,551				
(2) 任意積立金						
1 圧縮記帳積立金		1,371				
2 配当積立金		2,305				
3 研究開発積立金		830				
4 特別償却準備金		42				
5 別途積立金		24,480				
任意積立金合計		29,028				
(3) 当期末処分利益		5,073				
利益剰余金合計			39,654	18.3		
その他有価証券評価差額金	4		7,590	3.5		
自己株式	5		16,443	7.6		
資本合計			96,819	44.6		
負債及び資本合計			217,016	100.0		

区分	注記 番号	第145期 (平成17年12月31日)		第146期 (平成18年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金				34,433	16.2
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金				31,499	
資本剰余金合計				31,499	14.8
3 利益剰余金					
(1) 利益準備金				5,551	
(2) その他利益剰余金					
圧縮記帳積立金				812	
配当積立金				2,365	
研究開発積立金				830	
特別償却準備金				19	
別途積立金				18,280	
繰越利益剰余金				6,918	
利益剰余金合計				34,777	16.3
4 自己株式				15,913	7.5
株主資本合計				84,797	39.8
評価・換算差額等					
その他有価証券評価 差額金				4,623	
評価・換算差額等合計				4,623	2.2
純資産合計				89,421	42.0
負債純資産合計				212,806	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	第145期 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)			第146期 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高							
1 商品売上高		115,079			109,509		
2 製品売上高		155,814	270,894	100.0	147,961	257,471	100.0
売上原価							
1 商品期首たな卸高		6,349			5,684		
2 当期商品仕入高	1	70,303			69,498		
合計		76,652			75,182		
3 他勘定振替高	2	2,968			4,117		
4 商品期末たな卸高		5,684			6,653		
5 商品売上原価			67,999			64,412	
6 製品期首たな卸高		8,299			8,616		
7 当期製品製造原価	1	65,185			61,068		
合計		73,484			69,684		
8 他勘定振替高	2	1,973			1,476		
9 製品期末たな卸高		8,616			7,891		
10 製品売上原価			62,895			60,316	
売上原価合計			130,895	48.3		124,729	48.4
売上総利益			139,999	51.7		132,742	51.6
11 返品調整引当金繰入額			788	0.3		894	0.4
12 返品調整引当金取崩額			473	0.2		788	0.3
差引売上総利益			139,684	51.6		132,636	51.5
販売費及び一般管理費							
1 販売奨励費		16,106			15,212		
2 販売促進引当金繰入額		660			160		
3 販売促進費		48,903			51,315		
4 運賃保管料		11,792			11,093		
5 広告宣伝費		21,953			20,030		
6 給料諸手当		8,022			8,117		
7 退職給付費用		1,240			7		
8 役員退職慰労引当金 繰入額		105					
9 役員賞与引当金繰入額					20		
10 減価償却費		1,158			1,313		
11 研究開発費	3	7,847			7,512		
12 その他		18,986	136,777	50.5	19,960	134,744	52.3
営業利益又は 営業損失()			2,907	1.1		2,108	0.8

区分	注記 番号	第145期 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)			第146期 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
営業外収益							
1 受取利息		126			120		
2 有価証券利息		6			0		
3 受取配当金	1	3,149			3,409		
4 手数料収入	1	510			606		
5 雑益		314	4,107	1.5	336	4,473	1.7
営業外費用							
1 支払利息	1	250			314		
2 たな卸資産処分損		239			275		
3 雑損		70	560	0.2	144	735	0.3
経常利益			6,453	2.4		1,630	0.6
特別利益							
1 固定資産処分益	4	761			2,418		
2 投資有価証券売却益					8,387		
3 関係会社株式売却益					650		
4 役員退職慰勞 引当金戻入額					126		
5 貸倒引当金戻入額		76	838	0.3		11,583	4.5
特別損失							
1 固定資産処分損	5	632			744		
2 工場閉鎖損失					1,644		
3 早期退職制度関連費用					958		
4 関係会社事業撤退費用					476		
5 減損損失	6				284		
6 子会社株式評価損		322			205		
7 子会社整理損	7	108					
8 その他		2	1,066	0.4	64	4,377	1.7
税引前当期純利益			6,225	2.3		8,836	3.4
法人税、住民税及び 事業税		41			46		
法人税等調整額		1,526	1,568	0.6	2,921	2,967	1.1
当期純利益			4,657	1.7		5,869	2.3
前期繰越利益			1,544				
中間配当額			1,128				
当期末処分利益			5,073				

製造原価明細書

区分	注記 番号	第145期 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)		第146期 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		45,536	70.1	43,278	70.9
労務費		5,944	9.2	5,203	8.5
経費		13,449	20.7	12,592	20.6
(うち減価償却費)		(5,232)	(8.1)	(4,876)	(8.0)
(うち外注加工費)		(1,828)	(2.8)	(1,832)	(3.0)
(うち電力料)		(675)	(1.0)	(646)	(1.1)
(うち役務委託料)		(2,253)	(3.5)	(2,138)	(3.5)
当期総製造費用		64,931	100.0	61,074	100.0
期首仕掛品たな卸高		659		495	
他勘定よりの振替高		216		271	
計		65,807		61,842	
他勘定への振替高		126		115	
期末仕掛品たな卸高		495		658	
当期製品製造原価		65,185		61,068	

- (注) 1 労務費のうち、第145期は退職給付費用380百万円、第146期は退職給付費用199百万円であります。
 2 原価計算の方法は組別工程別総合標準原価計算であり、期末において原価差額を調整しております。
 原価差額配賦内訳は次のとおりであります。

配賦項目	第145期 (百万円)	第146期 (百万円)
製品売上原価	1,337	2,580
たな卸製品原価	233	390
その他	12	27

- 3 他勘定振替高の主なものは、製品勘定より仕掛品勘定への受入れ及び経費使用による払出しの額であります。

【利益処分計算書】

		第145期 (平成18年3月30日 定時株主総会決議)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
(当期未処分利益の処分)			
当期未処分利益			5,073
任意積立金取崩額			
1 圧縮記帳積立金取崩額		144	
2 特別償却準備金取崩額		11	156
合計			5,229
利益処分額			
1 配当金		1,417	
2 役員賞与金		46	
(うち監査役分)		(11)	
3 任意積立金			
配当積立金		60	
別途積立金		1,800	3,323
次期繰越利益			1,906
(その他資本剰余金の処分)			
その他資本剰余金			
自己株式処分差益		85	85
その他資本剰余金処分額			
その他資本剰余金 次期繰越額			
自己株式処分差益		85	85

(注) 圧縮記帳積立金取崩額及び特別償却準備金取崩額は、いずれも租税特別措置法の規定に基づくものではありません。

【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成17年12月31日残高(百万円)	34,433	31,499	85	31,584
事業年度中の変動額				
自己株式の消却			97	97
剰余金の配当				
役員賞与金の支給				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			12	12
圧縮記帳積立金の取崩				
配当積立金の積立				
特別償却準備金の取崩				
別途積立金の積立				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)			85	85
平成18年12月31日残高(百万円)	34,433	31,499		31,499

	株主資本									
	利益剰余金								自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余 金合計		
		圧縮記帳 積立金	配当積立 金	研究開発 積立金	特別償却 準備金	別途積立 金	繰越利益 剰余金			
平成17年12月31日残高(百万円)	5,551	1,371	2,305	830	42	24,480	5,073	39,654	16,443	89,228
事業年度中の変動額										
自己株式の消却							7,861	7,861	7,959	
剰余金の配当							2,837	2,837		2,837
役員賞与金の支給							46	46		46
当期純利益							5,869	5,869		5,869
自己株式の取得									7,860	7,860
自己株式の処分							0	0	431	443
圧縮記帳積立金の取崩		558						558		
配当積立金の積立			60					60		
特別償却準備金の取崩					22			22		
別途積立金の積立						1,800		1,800		
別途積立金の取崩						8,000		8,000		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計 (百万円)		558	60		22	6,200	1,845	4,876	530	4,430
平成18年12月31日残高(百万円)	5,551	812	2,365	830	19	18,280	6,918	34,777	15,913	84,797

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成17年12月31日残高(百万円)	7,590	7,590	96,819
事業年度中の変動額			
自己株式の消却			
剰余金の配当			2,837
役員賞与金の支給			46
当期純利益			5,869
自己株式の取得			7,860
自己株式の処分			443
圧縮記帳積立金の取崩			
配当積立金の積立			
特別償却準備金の取崩			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	2,966	2,966	2,966
事業年度中の変動額合計(百万円)	2,966	2,966	7,397
平成18年12月31日残高(百万円)	4,623	4,623	89,421

重要な会計方針

項目	第145期 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	第146期 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	a 満期保有目的の債券...償却原価法 (定額法) b 子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法 c その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部資本直入 法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	a 満期保有目的の債券...同左 b 子会社株式及び関連会社株式 ...同左 c その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定) 時価のないもの 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品、製品先入先出法による原価法 原材料、仕掛品、貯蔵品移動平均法による原価法	商品、製品同左 原材料、仕掛品、貯蔵品同左
3 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物及び構築物 3年～50年 機械及び装置 7年、9年、 11年 無形固定資産 定額法 なお、ソフトウェア(自社利用分)に ついては、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっておりま す。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は期末日の直物為 替相場により円貨に換算し、換算差額 は損益として処理しております。	同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率によ る計算額を、貸倒懸念債権等特定の 債権については、個別に回収可能性 を検討し回収不能見込額を計上して おります。	同左
	(2) 返品調整引当金 商品・製品の期末日後の返品に備え るため、返品による損失見込額を計 上しております。	同左

項目	第145期 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	第146期 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
	(3) 販売促進引当金 当期売上にかかわる割戻金等の将来の支払いに充てるため、代理店・販売店への当期売上高に対して取引契約に基づく割戻金等の支払見積額を計上しております。	同左
	(4)	(4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
	(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により発生年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌期から費用処理することとしております。	(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により発生年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌期から費用処理することとしております。
	(6) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末支給見積額を計上しております。	(6) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末支給見積額を計上しております。 なお、株式報酬型ストックオプションの導入に伴い、平成18年3月30日以降新たな引当を停止しております。
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

<p style="text-align: center;">第145期 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第146期 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
	<p>(役員賞与に関する会計基準) 役員賞与については、従来は利益処分により未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)に従い、発生時に費用処理しております。これにより従来の場合と比較して、営業損失が20百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ20百万円減少しております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は変更ありません。</p>

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第145期 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第146期 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>(貸借対照表) 従来流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」については、当期より区分掲記することといたしました。 なお、前事業年度末の「立替金」は、1,811百万円です。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

第145期 (平成17年12月31日)		第146期 (平成18年12月31日)																																																					
1	<p>関係会社に対するものが次のとおり含まれております。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形及び売掛金</td> <td>9,094百万円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td>2,169</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td>837</td> </tr> <tr> <td>支払手形及び買掛金</td> <td>20,937</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>3,486</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>6,060</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td>6,965</td> </tr> </table>	受取手形及び売掛金	9,094百万円	立替金	2,169	その他流動資産	837	支払手形及び買掛金	20,937	未払金	3,486	未払費用	6,060	預り金	6,965	1	<p>関係会社に対するものが次のとおり含まれております。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形及び売掛金</td> <td>4,290百万円</td> </tr> <tr> <td>立替金</td> <td>1,765</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td>974</td> </tr> <tr> <td>支払手形及び買掛金</td> <td>19,197</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>2,354</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>5,185</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td>9,055</td> </tr> </table>	受取手形及び売掛金	4,290百万円	立替金	1,765	その他流動資産	974	支払手形及び買掛金	19,197	未払金	2,354	未払費用	5,185	預り金	9,055																								
受取手形及び売掛金	9,094百万円																																																						
立替金	2,169																																																						
その他流動資産	837																																																						
支払手形及び買掛金	20,937																																																						
未払金	3,486																																																						
未払費用	6,060																																																						
預り金	6,965																																																						
受取手形及び売掛金	4,290百万円																																																						
立替金	1,765																																																						
その他流動資産	974																																																						
支払手形及び買掛金	19,197																																																						
未払金	2,354																																																						
未払費用	5,185																																																						
預り金	9,055																																																						
2	<p>当事業年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当事業年度末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形</td> <td>2,379百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>112百万円</td> </tr> </table>	受取手形	2,379百万円	支払手形	112百万円	2	<p>当事業年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当事業年度末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形</td> <td>1,779百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>295百万円</td> </tr> </table>	受取手形	1,779百万円	支払手形	295百万円																																												
受取手形	2,379百万円																																																						
支払手形	112百万円																																																						
受取手形	1,779百万円																																																						
支払手形	295百万円																																																						
3	<p>授權株式総数 普通株式 592,619千株 定款の定めにより株式の消却が行われた場合には、会社が発行する株式について、これに相当する株式数を減ずることとなっております。 発行済株式総数 普通株式 313,515千株</p>																																																						
4	<p>配当制限 商法施行規則第124条第3号の規定により増加した純資産額 7,590百万円</p>																																																						
5	<p>当事業年度末に保有する自己株式 普通株式 30,039千株</p>																																																						
6	<p>偶発債務 保証債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保証先</th> <th colspan="2">保証債務額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>獅王家庭用品(国際)有限公司</td> <td></td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>獅王工業股份有限公司</td> <td></td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>獅王日用化工(青島)有限公司</td> <td></td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>CJライオン(株)</td> <td></td> <td>772</td> </tr> <tr> <td>ピーティーライオンウイングス</td> <td></td> <td>1,940</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td></td> <td>606</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4,286</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記保証債務は保証先の借入金に対するものであります。</p>	保証先	保証債務額		金額 (百万円)		獅王家庭用品(国際)有限公司		18	獅王工業股份有限公司		198	獅王日用化工(青島)有限公司		750	CJライオン(株)		772	ピーティーライオンウイングス		1,940	従業員		606	計		4,286	6	<p>偶発債務 保証債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保証先</th> <th colspan="2">保証債務額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>獅王工業股份有限公司</td> <td></td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>獅王日用化工(青島)有限公司</td> <td></td> <td>907</td> </tr> <tr> <td>獅王日化貿易(上海)有限公司</td> <td></td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>CJライオン(株)</td> <td></td> <td>641</td> </tr> <tr> <td>ピーティーライオンウイングス</td> <td></td> <td>2,415</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td></td> <td>398</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4,618</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記保証債務は保証先の借入金に対するものであります。</p>	保証先	保証債務額		金額 (百万円)		獅王工業股份有限公司		237	獅王日用化工(青島)有限公司		907	獅王日化貿易(上海)有限公司		18	CJライオン(株)		641	ピーティーライオンウイングス		2,415	従業員		398	計		4,618
保証先	保証債務額																																																						
	金額 (百万円)																																																						
獅王家庭用品(国際)有限公司		18																																																					
獅王工業股份有限公司		198																																																					
獅王日用化工(青島)有限公司		750																																																					
CJライオン(株)		772																																																					
ピーティーライオンウイングス		1,940																																																					
従業員		606																																																					
計		4,286																																																					
保証先	保証債務額																																																						
	金額 (百万円)																																																						
獅王工業股份有限公司		237																																																					
獅王日用化工(青島)有限公司		907																																																					
獅王日化貿易(上海)有限公司		18																																																					
CJライオン(株)		641																																																					
ピーティーライオンウイングス		2,415																																																					
従業員		398																																																					
計		4,618																																																					
7	<p>受取手形裏書譲渡高 44百万円</p>	7	<p>受取手形裏書譲渡高 43百万円</p>																																																				
8		8	<p>輸出手形買取未決済高 104百万円</p>																																																				

(損益計算書関係)

第145期 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	第146期 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)																
<p>1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仕入高</td> <td style="text-align: right;">48,975 百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">2,837</td> </tr> <tr> <td>手数料収入</td> <td style="text-align: right;">486</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">146</td> </tr> </table>	仕入高	48,975 百万円	受取配当金	2,837	手数料収入	486	支払利息	146	<p>1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仕入高</td> <td style="text-align: right;">47,760 百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">2,917</td> </tr> <tr> <td>手数料収入</td> <td style="text-align: right;">586</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">177</td> </tr> </table>	仕入高	47,760 百万円	受取配当金	2,917	手数料収入	586	支払利息	177
仕入高	48,975 百万円																
受取配当金	2,837																
手数料収入	486																
支払利息	146																
仕入高	47,760 百万円																
受取配当金	2,917																
手数料収入	586																
支払利息	177																
<p>2 他勘定振替高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 仕掛品勘定へ振替</td> <td style="text-align: right;">216 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 販売費及び 一般管理費他へ振替</td> <td style="text-align: right;">4,725</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,941</td> </tr> </table>	(1) 仕掛品勘定へ振替	216 百万円	(2) 販売費及び 一般管理費他へ振替	4,725	計	4,941	<p>2 他勘定振替高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 仕掛品勘定へ振替</td> <td style="text-align: right;">317 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 販売費及び 一般管理費他へ振替</td> <td style="text-align: right;">5,276</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,593</td> </tr> </table>	(1) 仕掛品勘定へ振替	317 百万円	(2) 販売費及び 一般管理費他へ振替	5,276	計	5,593				
(1) 仕掛品勘定へ振替	216 百万円																
(2) 販売費及び 一般管理費他へ振替	4,725																
計	4,941																
(1) 仕掛品勘定へ振替	317 百万円																
(2) 販売費及び 一般管理費他へ振替	5,276																
計	5,593																
<p>3 一般管理費に含まれる研究開発費は、7,847百万円です。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。</p>	<p>3 一般管理費に含まれる研究開発費は、7,512 百万円です。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。</p>																
<p>4 このうち主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">福岡支社売却益</td> <td style="text-align: right;">525 百万円</td> </tr> <tr> <td>九州工場売却益</td> <td style="text-align: right;">232</td> </tr> </table>	福岡支社売却益	525 百万円	九州工場売却益	232	<p>4 このうち主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">両国ビル・別館売却益</td> <td style="text-align: right;">1,277 百万円</td> </tr> <tr> <td>大阪オフィス・大淀売却益</td> <td style="text-align: right;">683</td> </tr> <tr> <td>名古屋オフィス売却益</td> <td style="text-align: right;">452</td> </tr> </table> <p>なお、関係会社に係るものは1,960百万円です。</p>	両国ビル・別館売却益	1,277 百万円	大阪オフィス・大淀売却益	683	名古屋オフィス売却益	452						
福岡支社売却益	525 百万円																
九州工場売却益	232																
両国ビル・別館売却益	1,277 百万円																
大阪オフィス・大淀売却益	683																
名古屋オフィス売却益	452																
<p>5 このうちの主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械及び装置処分損</td> <td style="text-align: right;">293 百万円</td> </tr> <tr> <td>土地売却損</td> <td style="text-align: right;">150</td> </tr> </table>	機械及び装置処分損	293 百万円	土地売却損	150	<p>5 このうちの主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械及び装置処分損</td> <td style="text-align: right;">374 百万円</td> </tr> </table>	機械及び装置処分損	374 百万円										
機械及び装置処分損	293 百万円																
土地売却損	150																
機械及び装置処分損	374 百万円																
<p>6</p>	<p>6 減損損失 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 40%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>香川県 坂出市</td> <td style="text-align: center;">284</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">284</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業部毎の資産を基本単位としてグルーピングを行っております。 遊休資産について帳簿価額に比べ市場価格が著しく下落していること等から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、これら当該減少額を減損損失(284百万円)として計上いたしました。 なお、当該資産の回収可能性は正味売却価額により測定しており、その時価は路線価等を基にした売却見込額により合理的に算出しております。</p>	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)	遊休資産	土地	香川県 坂出市	284	合計			284				
用途	種類	場所	減損損失 (百万円)														
遊休資産	土地	香川県 坂出市	284														
合計			284														
<p>7 子会社整理損には、貸倒引当金繰入額99百万円が含まれております。</p>	<p>7</p>																

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	30,039,865	14,178,338	15,243,565	28,974,638

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取り請求による増加 278,338株 定款の定めに基づく自己株式の取得 13,900,000株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 156,565株 ストックオプションの権利行使 687,000株

自己株式の消却による減少 14,400,000株

(リース取引関係)

第145期 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)					第146期 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記					リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記				
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額					1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				
	車輛及び 運搬具 (百万円)	工具器具 及び備品 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	計 (百万円)		車輛及び 運搬具 (百万円)	工具器具 及び備品 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	計 (百万円)
取得価額 相当額	68	995	109	1,173	取得価額 相当額	67	1,055	91	1,214
減価償却 累計額相当額	28	502	75	606	減価償却 累計額相当額	24	613	77	716
期末残高 相当額	40	492	34	567	期末残高 相当額	43	441	13	498
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。</p>					<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。</p>				
2 未経過リース料期末残高相当額					2 未経過リース料期末残高相当額				
	1年以内			250百万円		1年以内			222百万円
	1年超			316		1年超			276
	合計			567		合計			498
<p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。</p>					<p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。</p>				
3 支払リース料及び減価償却費相当額					3 支払リース料及び減価償却費相当額				
	支払リース料			336百万円		支払リース料			279百万円
	減価償却費相当額			336		減価償却費相当額			279
4 減価償却費相当額の算定方法					4 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。					リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				
(減損損失について)					(減損損失について)				
リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。					リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。				

(有価証券関係)

第145期(平成17年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの。

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式			
(2) 関連会社株式	66	992	926
計	66	992	926

第146期(平成18年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの。

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式			
(2) 関連会社株式	66	627	560
計	66	627	560

(税効果会計関係)

第145期 (平成17年12月31日)		第146期 (平成18年12月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	貸倒引当金損金算入限度 超過額		貸倒引当金損金算入限度 超過額
	729		716
	返品調整引当金否認額		返品調整引当金否認額
	320		363
	販売促進引当金否認額		販売促進引当金否認額
	268		65
	退職給付引当金損金算入限度 超過額		退職給付引当金否認額
	15,282		13,187
	役員退職慰労引当金否認額		役員退職慰労引当金否認額
	345		121
	営業権償却超過額		のれん償却超過額
	2,078		1,559
	子会社株式評価損		関係会社株式評価損
	135		166
	減損損失否認額		減損損失否認額
	34		32
	未払事業税・事業所税		工場閉鎖損失否認額
	162		619
	繰越欠損金		未払事業税・事業所税
	4,449		111
	その他		繰越欠損金
	2,314		3,683
	繰延税金資産の合計		繰延税金資産の合計
	26,123		22,909
	繰延税金負債		繰延税金負債
	租税特別措置法における 積立金・準備金		租税特別措置法における 積立金・準備金
	863		571
	退職給付信託設定益否認額		退職給付信託設定益否認額
	5,712		5,712
	その他有価証券評価差額金		その他有価証券評価差額金
	5,209		3,173
	繰延税金負債の合計		繰延税金負債の合計
	11,785		9,457
	繰延税金資産の純額		繰延税金資産の純額
	14,337		13,452
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率の差異の内訳 (単位：%)	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率の差異の内訳 (単位：%)
	法定実効税率		法定実効税率
	40.7		40.7
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入 されない項目		交際費等永久に損金に算入 されない項目
	1.7		4.1
	受取配当金等永久に益金に 算入されない項目		受取配当金等永久に益金に 算入されない項目
	17.3		13.0
	その他		土地減損損失等
	0.1		1.2
	税効果会計適用後の法人税等の 負担率		その他
	25.2		0.6
			税効果会計適用後の法人税等の 負担率
			33.6

(1株当たり情報)

第145期 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)		第146期 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)	
1株当たり純資産額	341円38銭	1株当たり純資産額	331円02銭
1株当たり当期純利益	16円33銭	1株当たり当期純利益	20円76銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	16円28銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	20円68銭

算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項 目	前事業年度末 (平成17年12月31日)	当事業年度末 (平成18年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	-	89,421
普通株式に係る純資産額(百万円)	-	89,421
普通株式の発行済株式数(千株)	-	299,115
普通株式の自己株式数(千株)	-	28,974
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	-	270,140

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項 目	第145期 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)	第146期 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	4,657	5,869
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	46	
(うち利益処分による役員賞与金) (百万円)	(46)	()
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4,611	5,869
普通株式の期中平均株式数(千株)	282,420	282,721
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(千株)	795	1,101
(うちストックオプション)(千株)	(795)	(1,101)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に含めなかった潜在株式の 概要	平成16年3月30日定時株主総会決議 ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 8,092千株	平成18年3月30日定時株主総会決議 ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 950千株

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)メディセオ・パルタック ホールディングス	1,579,707	3,562
		サハパタナピブル パブリック カンパニーリミテッド	27,590,000	1,693
		東京放送(株)	327,200	1,298
		(株)フジテレビジョン	3,564	969
		旭化成(株)	1,123,359	875
		サハパタナ インターホールディング パブリックカンパニーリミテッド	10,000,000	757
		東洋製罐(株)	373,010	735
		(株)あらた	2,107,655	731
		レンゴー(株)	913,000	695
		王子製紙(株)	982,000	620
		高砂香料工業(株)	1,005,014	577
		大日精化工業(株)	918,400	568
		その他(136銘柄)	21,922,023	6,375
計		68,844,932	19,461	

【債券】

銘柄		券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	満期保有 目的の 債券		
		小計	
投資 有価証券	満期保有 目的の 債券	地方債	2
		小計	2
	その他 有価証券	その他公社債	
		小計	
計		2	2

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高(百万円)
有形固定資産							
建物	42,497	1,318	6,322	37,493	26,204	947	11,288
構築物	6,172	212	191	6,192	4,872	167	1,319
機械及び装置	95,908	2,645	10,565	87,989	73,726	4,002	14,262
車輛及び運搬具	387	24	53	359	308	18	51
工具器具及び備品	16,035	1,147	1,557	15,625	13,354	846	2,270
土地	11,463	15	814 (284)	10,664			10,664
建設仮勘定	687	5,314	5,561	439			439
有形固定資産計	173,151	10,679	25,067 (284)	158,763	118,466	5,982	40,296
無形固定資産							
特許権	462			462	120	57	342
借地権	0		0				-
商標権	8,866	2		8,869	2,508	876	6,360
ソフトウェア	1,370	79	0	1,448	436	282	1,012
その他	482	99	1	580	423	5	157
無形固定資産計	11,182	181	2	11,361	3,488	1,222	7,872
長期前払費用	415	102	203	314	160	107	154
繰延資産							
繰延資産計							

(注) 1 当期増加額の主なもの

建物	坂出	製品倉庫	395百万円
	本社	ビル外装改修	290
機械及び装置	大阪工場	洗剤製造設備	959
	千葉工場	洗剤製造設備	549
	小田原工場	歯磨製造設備	491

2 当期減少額の主なもの

建物	大阪オフィスビル(510百万円)、両国ビル(480百万円)、名古屋オフィスビル(300百万円)の売却によるもの、及び東京工場閉鎖(445百万円)によるものであります。		
機械装置	東京工場閉鎖(1,374百万円)によるものであります。		
土地	大阪オフィスビル(280百万円)・両国ビル(180百万円)の売却によるものであります。		

3 なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,864	216	143	1 142	1,795
返品調整引当金	788	894		2 788	894
販売促進引当金	660	160	660		160
役員退職慰労引当金	849		424	3 126	298
役員賞与引当金		20			20

- (注) 1 債権の回収又は貸倒懸念がなくなったことによる取崩額及び一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
- 2 洗替による当期取崩額であります。
- 3 株式報酬型ストックオプションを導入し、新たな引き当てを停止しております。それに伴い支給額を確定させたため、見積りで引き当てた金額との差額を取り崩したものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(a) 流動資産

(イ) 現金及び預金

内訳	金額(百万円)
現金	78
預金	
当座預金	2,153
普通預金	20,455
通知預金	100
定期預金	200
その他の預金	39
預金計	22,948
合計	23,026

(ロ) 受取手形

a 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
シーエス薬品(株)	1,620
丹平中田(株)	1,191
(株)東京堂	1,160
(株)茂木薬品商会	768
(株)アステムヘルスケア	263
その他	3,761
計	8,765

b 期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成19年1月期日	5,996
平成19年2月期日	1,209
平成19年3月期日	1,427
平成19年4月期日	121
平成19年5月期日	10
計	8,765

(注) 平成19年1月期日には当事業年度末日満期手形1,779百万円が含まれております。

(八)売掛金

a 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)メディセオ・パルタックホールディングス	8,152
(株)あらた	5,841
(株)コバショウ	3,994
ライオン歯科材(株)	1,619
中央物産(株)	1,577
その他	22,054
計	43,238

b 滞留状況

期間	前期末残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間
自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日	48,950	269,456	275,168	43,238	86.4	2.05ヵ月

(注) 1 「当期回収高」には、回収の都度品代請求額と相殺した歩引額を含んでおります。

2 算出方法

$$\text{回収率} = \frac{\text{当期回収高}}{(\text{前期末売掛金残高} + \text{当期発生高})} \times 100$$

$$\text{滞留期間} = \frac{(\text{前期末売掛金残高} + \text{当期末売掛金残高}) \div 2}{\text{当期発生高} \div 12}$$

3 金額は、消費税等を含んでおります。

(二)商品

内訳	金額(百万円)
ハウスホールド品	2,036
オーラルケア品	577
ビューティーケア品	540
薬品	2,478
化学品	1,020
計	6,653

(ホ)製品

内訳	金額(百万円)
ハウスホールド品	4,559
オーラルケア品	1,624
ビューティーケア品	1,576
薬品	86
化学品	44
計	7,891

(へ)原材料

内訳	金額(百万円)
原料	1,346
包装材料	134
燃料	3
計	1,484

(ト)仕掛品

内訳	金額(百万円)
千葉工場	170
小田原工場	138
大阪工場	59
明石工場	246
生産委託協力工場	43
計	658

(チ)貯蔵品

内訳	金額(百万円)
販売促進材料	498
その他	232
計	730

(b) 固定資産

(イ)関係会社株式

関係会社名	金額(百万円)
ライオンケミカル(株)	7,800
CJライオン(株)	3,803
ピーティールイオンウイングス	944
泰国獅王企業有限公司	758
獅王企業(シンガポール)有限公司	739
獅王工業股份有限公司	558
その他	3,291
計	17,895

(ロ)関係会社長期貸付金

関係会社名	金額(百万円)
ライオンケミカル(株)	5,850
ライオン商事(株)	700
ライオンパッケージング(株)	600
一方社油脂工業(株)	600
計	7,750

(c) 流動負債

(イ) 支払手形

a 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
カネヨ石鹼(株)	234
佐藤薬品工業(株)	130
田村薬品工業(株)	86
(株)タナックス	64
(株)フレンテ・インターナショナル	58
その他	387
計	963

b 期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成19年1月期日	452
平成19年2月期日	258
平成19年3月期日	219
平成19年4月期日	32
計	963

(注) 平成19年1月期日には、当事業年度末日満期手形295百万円が含まれております。

(ロ) 買掛金

相手先	金額(百万円)
ブリストルマイヤーズ・ライオン(株)	7,009
ライオンケミカル(株)	4,753
ライオンパッケージング(株)	3,859
ライオン・アクゾ(株)	2,067
王子キノクロス(株)	1,584
その他	23,221
計	42,496

(八)未払費用

内訳	金額(百万円)
運賃・保管料	3,008
販売奨励費	2,045
販売促進費	6,977
広告宣伝費	8,551
その他	6,110
計	26,694

(3) 【その他】

記載すべき事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類	1,000株未満を表示する株券、1,000株券、10,000株券及び100,000株券
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	1枚につき250円
単元未満株式の買取及び買増	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取ったまたは買増した単元未満株式の数で按分した金額及びこれに係る消費税等の合計額 (算式) 1株当たりの買取または買増価格に1単元の株式を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% (円未満の端数を生じた場合は切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して、これを行う。
株主に対する特典	新製品紹介セット(1,000株以上ご所有の株主様に年1回1セット)

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第145期) | 自 平成17年1月1日
至 平成17年12月31日 | 平成18年3月31日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券届出書
及びその添付書類 | 信託型ライツプラン導入のための新株予
約権の発行によるものであります。 | | 平成18年2月6日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 半期報告書 | (第146期中) | 自 平成18年1月1日
至 平成18年6月30日 | 平成18年9月13日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第2号の2(新株予約権の付
与)の規定に基づく臨時報告書でありま
す。 | | 平成18年3月31日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19
条第2項第12号及び第19号の規定に基づ
く臨時報告書であります。 | | 平成18年12月6日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 半期報告書の
訂正報告書 | 第145期中(自 平成17年1月1日 至
平成17年6月30日)の半期報告書の訂正
報告書であります。 | | 平成18年8月25日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 第145期(自 平成17年1月1日 至 平
成17年12月31日)の有価証券報告書の訂
正報告書であります。 | | 平成18年8月25日
関東財務局長に提出。 |
| (8) 臨時報告書の
訂正報告書 | 平成18年3月31日に提出した臨時報告書
の訂正報告書であります。 | | 平成18年4月13日
関東財務局長に提出。 |
| (9) 有価証券届出書の
訂正届出書 | 平成18年2月6日に提出した有価証券届
出書の訂正届出書であります。 | | 平成18年3月31日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年 3月30日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	俊	夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂	倉	正	志
指定社員 業務執行社員	公認会計士	多	田		修

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社及び連結子会社の平成17年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 3月29日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 矢 部 雅 弘

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 宏 和

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社及び連結子会社の平成18年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報」の営業費用の配賦方法等の変更に記載のとおり、従来配賦不能営業費用としてきた管理部門に係わる費用を各セグメントに負担させる方法へ変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年 3月30日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 俊 夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂 倉 正 志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 多 田 修

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第145期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社の平成17年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 3月29日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 矢 部 雅 弘

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 宏 和

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第146期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社の平成18年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。